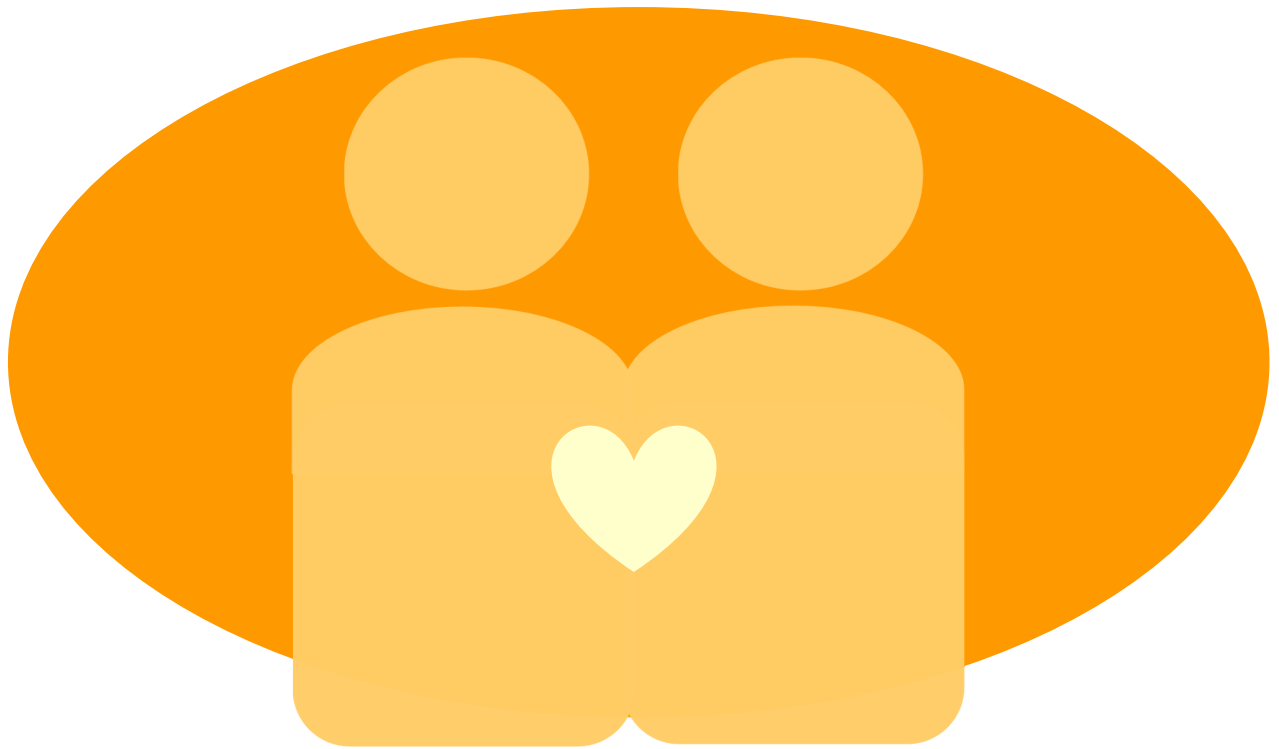


令和6年度

# 市民福祉の概要



北海道伊達市

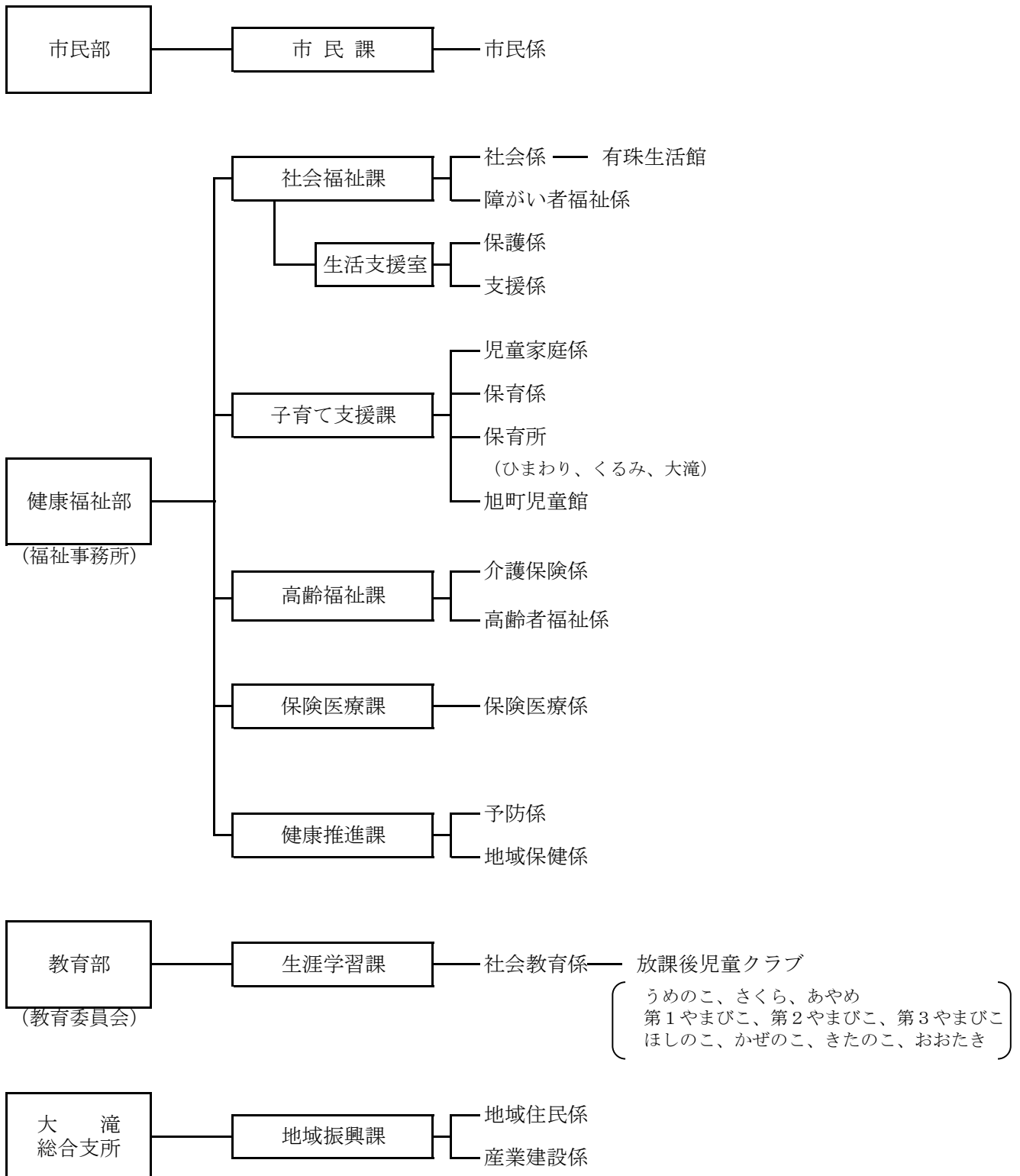
# 目 次

第 1	市の組織及び予算決算	1
第 2	児童の福祉	4
第 3	障がい者の福祉	1 1
第 4	生活保護	2 2
第 5	高齢者の福祉	2 5
第 6	介護保険	3 7
第 7	母子及び父子並びに寡婦の福祉	4 3
第 8	アイヌの福祉	4 5
第 9	戸籍等届出及び証明	4 7
第 10	年金と医療給付等	5 1
第 11	保健センター	5 7
第 12	その他の援護	6 6

# 第1 市の組織及び予算決算

(令和6年 4月 1日 現在)

## 1 市の組織 (関係部分のみ抜粋)



## 2 令和5年度 歳出予算決算額(関係部分のみ抜粋)

【 一般会計 】

区 分	予算額(円)	決算額(円)	主 な 事 業 内 訳 (円)
歳 出 合 計	23,484,007,456	20,142,616,733	
款 3 民生費	6,052,533,000	5,789,095,394	
項 1 社会福祉費	3,461,181,000	3,312,694,843	
目 1 社会福祉総務費	828,273,000	744,403,738	戦没者追悼式経費 372,350 社会福祉施設維持管理費 122,100 伊達市民生委員児童委員協議会運営費補助金 8,199,032 伊達市社会福祉協議会補助金 44,506,773
2 障がい者福祉費	1,873,114,000	1,822,869,658	地域生活支援事業 43,329,248 福祉タクシー等利用助成費 2,443,420 特別障害者手当等給付費 15,003,200 自立支援給付費 1,573,484,442 障害児通所給付費 135,657,393
3 国民年金事務費	156,000	137,484	
4 生活環境施設整備事業費	1,627,000	1,211,113	生活館維持管理費 1,051,863
5 医療助成費	131,111,000	117,173,055	重度心身障がい者医療助成費 73,159,681 ひとり親家庭等医療助成費 9,485,802 子ども医療助成費 33,638,796 児童生徒医療助成費 192,408 養育医療給付事業費 683,498
6 後期高齢者医療費	626,900,000	626,899,795	北海道後期高齢者医療広域連合負担金 626,899,795
2 児童福祉費	1,549,383,000	1,501,821,814	
目 1 児童福祉総務費	653,765,000	619,380,708	児童手当支給事業 350,100,000 児童扶養手当給付費 130,062,330
2 保育所費	881,719,000	869,240,904	保育所運営管理費 31,510,575 地域子育て支援拠点施設運営管理委託料 17,184,000 子どものための教育・保育給付費負担金 685,784,708 民間保育所障がい児保育事業補助金 25,777,000 公立保育所エアコン整備事業 574,200
3 児童館費	13,899,000	13,200,202	児童館運営管理費 1,477,102 民間児童館運営費補助金 10,773,400 旭町児童館エアコン整備事業 943,800
3 生活保護費	803,696,000	744,379,535	
目 1 生活保護総務費	15,295,000	13,197,398	生活保護適正実施推進事業 1,277,266
2 扶助費	788,401,000	731,182,137	生活扶助費 170,025,462 住宅扶助費 62,208,353 教育扶助費 1,012,075 医療扶助費 433,243,405 介護扶助費 10,905,574 その他扶助費 3,806,425 施設事務費 19,112,573 就労自立給付金 412,920 進学準備給付金 0

区 分		予算額(円)	決算額(円)	主 な 事 業 内 訳 (円)	
	4 老人福祉費	238,273,000	230,199,202		
	目 1 老人福祉総務費	86,792,000	82,531,296	低所得者利用者負担対策事業	1,004,000
				生きがい活動支援事業	0
				生活支援事業	680,866
				高齢者福祉バス委託料	770,000
				老人クラブ運営費補助金	1,862,400
				養護老人ホーム運営管理委託料	63,463,848
	2 老人扶助費	151,481,000	147,667,906	長寿祝金支給事業	420,192
				高齢者等緊急通報サービス事業	1,374,890
				高齢者安全確保事業	181,460
				老人福祉施設入所者措置費	145,674,322
款	4 衛生費	916,560,140	854,379,747		
	項 1 保健衛生費	684,896,140	643,921,869		
	目 1 保健衛生総務費	228,303,000	227,267,820	一次救急医療確保対策事業委託料	46,330,831
				広域救急医療対策事業負担金	6,185,000
				小児救急医療支援事業負担金	1,781,000
				周産期医療確保事業負担金	9,251,000
				伊達赤十字病院への補助金	141,256,250
				伊達赤十字看護専門学校運営費補助金	15,000,000
				伊達市看護師等修学資金貸付金	3,400,000
	2 予防費	253,427,140	236,175,225	予防接種経費	76,421,933
				風しん緊急対策事業	869,946
				新型コロナウイルスワクチン接種事業	113,287,547
				新型コロナウイルスワクチン接種事業(R4繰越明許費)	15,029,623
	3 健康管理費	73,489,000	62,123,567	各種健康診査事業	12,406,451
				健康増進事業	36,323,163
				がん検診推進事業	1,321,077
款	9 教育費	3,346,503,280	2,505,595,734		
	項 4 社会教育費	361,841,000	330,580,444		
	目 2 生涯学習推進費	59,235,000	52,076,997	放課後児童クラブ運営事業	15,780,803
				伊達小学校区放課後児童クラブ建設事業	5,060,000
				放課後児童クラブエアコン整備事業	8,408,950

【 特別会計 】

区 分	予算額(円)	決算額(円)	主 な 事 業 内 訳 (円)	
国民健康保険	4,169,936,000	3,966,029,729	療養給付費	2,389,888,215
			高額療養費	396,510,555
介護保険	3,833,122,000	3,682,835,244	介護サービス等諸費	3,030,755,884
			介護予防サービス等諸費	152,062,241
			高額介護サービス等費	102,209,831
			特定入所者介護サービス等費	112,300,982
			介護予防・日常生活支援総合事業費	92,542,860

## 第2 児 童 の 福 祉

### 【 子育て支援課 】 【 生涯学習課 】

近年の家庭や児童を取り巻く環境の変化に伴い、子育て環境の整備を図り、次代を担う児童の健全育成と自立を支援するため、本市においても児童福祉法の理念に基づき、児童福祉政策の充実に努めています。

#### 1 家庭児童の福祉

家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成に極めて大きな影響を及ぼすため、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など児童福祉の向上を図る目的で昭和 47 年に家庭児童相談室を設置し、児童にかかる諸問題について相談・助言・指導に努めています。

また、家庭児童相談員による相談でより専門的な知的判定などを要する児童のために、室蘭児童相談所の専門職員による巡回相談を実施しています。

##### (1) 相談内容状況 (令和5年度実績)

種別	養護相談	保健相談	心身障がい相談	非行相談	健全育成相談	その他の相談	計
件数	21	0	19	0	21	28	89

##### (2) 相談受付経路 (令和5年度実績)

区 分	件 数	構成率(%)
児童相談所からの相談	18	20.2
学校からの相談	12	13.5
家庭・親戚からの相談	42	47.2
本人からの相談	0	0.0
その他からの相談	17	19.1
計	89	100.0

##### (3) 処理別 (令和5年度実績)

区 分	件 数	構成率(%)
児童相談所への送致又は通知等	33	37.1
他の機関に斡旋・紹介	0	0.0
相談・助言・その他	56	62.9
計	89	100.0

☆相談員の設置

家庭児童相談員

子育て支援課 児童家庭係 電話 82-3194 (直通)

23-3331 (内線 262)

☆室蘭児童相談所

住所：室蘭市寿町1丁目6番12号

電話：0143-44-4152 又は短縮ダイヤル 189

## 2 知的障がい児（者）（重症心身障がい児）巡回療育相談

在宅の知的障がい児（者）（重症心身障がい児）に対し、医師、保健師、判定員などが家庭訪問し、総合的な判定を行って、家庭での療育と今後の方針について相談・指導を行います。

## 3 里親制度

家庭環境に恵まれない児童を、里親の家庭で家族の一員として迎え入れ、あたたかい愛情と家庭的雰囲気の中で養育していく制度で、養育里親、養子縁組里親、親族里親、専門里親の4種類に区分されます。

☆利用状況（令和5年度実績）

区 分	養育里親	養子縁組里親	親族里親	専門里親	計
里親登録数（世帯）	3	1	0	0	4

## 4 児童福祉施設等の入所状況（令和6年3月31日現在）

施設種別	乳児院	養護施設	重度心身障害者施設	児童心理治療施設	障がい児入所施設	小規模住居型児童養育事業者	自立支援施設	自立援助ホーム	里親委託	計
人員	0	1	1	1	4	0	0	0	2	9

## 5 児童の手当

児童を養育している方に、次のような各種手当が支給されます。

### (1) 児童手当・特例給付

児童手当は、子どもを養育する方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と次代を担う子どもの健全育成を図ることを目的としています。対象者は15歳到達後最初の3月31日を迎えるまで（中学校修了前）の子どもを養育されている方です。所得が所得制限以上の方は、特例給付が支給されますが、所得上限限度額を超えた方は、支給されません。

児童手当

【手当額】	3歳未満の子ども（一律）	月額	15,000円
	3歳以上で小学校修了前の子ども		
	第1子・第2子	月額	10,000円
	第3子以降	月額	15,000円
	中学生の子ども（一律）	月額	10,000円

特例給付

【手当額】	（一律）	月額	5,000円
【支払月】	6月、10月、2月の各月に前月分までを支給		

☆受給者の状況（施設分以外）（令和6年3月31日現在）

受給者数（人）	受給対象子ども数（人）	支給総額（円）
1,464	2,461	345,030,000

☆受給者の状況（施設分）（令和6年3月31日現在）

受給者数（施設等）	受給対象子ども数（人）	支給総額（円）
3	40	5,070,000

(2) 児童扶養手当

母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度で、配偶者と生計を同じくしていないと同様の状態にある児童を監護する母・父や、母・父に代わりその児童を養育している方に支給されます。なお、所得制限があります。

- 【手当額】 第1子 月額 44,140円（全部支給時）  
 月額 44,130円～10,410円（一部支給時）  
 第2子 月額 10,420円加算（全部支給時）  
 月額 10,410円～5,210円加算（一部支給時）  
 第3子以降1人につき  
 月額 6,250円加算（全部支給時）  
 月額 6,240円～3,130円加算（一部支給時）  
 （所得により10円単位で設定）

【支払月】 奇数月に前月分までを支給

☆受給者の内訳（令和6年3月31日現在）

区分	離婚	死別	遺棄	未婚	障がい	拘禁	その他	計
受給者数	210	0	0	25	1	0	10	246



## 6 保育所

保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育を必要とする乳幼児を預かり、保育することを目的とする施設で、市内に8か所の保育所があります。

### ☆認可保育所の開設状況（令和6年4月1日現在）

施設区分	保育所名	入所定員	職員数			備考
			所長	保育士	計	
公立	ひまわり保育所	120	1	15	16	
	くるみ保育所	90	1	5	6	
	大滝保育所	20	1	2	3	
私立	伊達保育所	60	1	6	7	
	うす保育所	20	1	1	2	
	ふたば保育所	90	1	11	12	H29～ 社会福祉法人
	虹の橋保育園	60	1	7	8	
	つつじ保育所	90	1	9	10	H29～ 社会福祉法人

※ 職員数は常勤正職員のみ

### ☆認可保育所の年齢別入所者数（令和6年4月1日現在）

保育所名	男女別	年齢別						計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
ひまわり保育所	男	2	12	14	4	6	7	45
	女	4	13	11	13	11	10	62
	計	6	25	25	17	17	17	107
くるみ保育所	男	0	4	8	5	9	5	31
	女	0	2	4	6	8	5	25
	計	0	6	12	11	17	10	56
大滝保育所	男	0	1	1	2	1	0	5
	女	0	0	0	2	0	0	2
	計	0	1	1	4	1	0	7

伊達保育所	男	0	6	6	10	14	7	43
	女	0	4	6	6	4	8	28
	計	0	10	12	16	18	15	71
うす保育所	男	0	3	0	3	0	1	7
	女	0	2	2	1	1	0	6
	計	0	5	2	4	1	1	13
ふたば保育所	男	4	4	11	9	6	9	43
	女	3	12	7	11	16	12	61
	計	7	16	18	20	22	21	104
虹の橋保育園	男	4	2	8	8	8	9	39
	女	2	5	5	7	7	6	32
	計	6	7	13	15	15	15	71
つつじ保育所	男	6	5	10	10	10	10	51
	女	2	9	8	10	8	8	45
	計	8	14	18	20	18	18	96
計	男	16	37	58	51	54	48	264
	女	11	47	43	56	55	49	261
	計	27	84	101	107	109	97	525
広域委託	男	0	1	1	0	0	0	2
	女	0	0	0	0	0	1	1
	計	0	1	1	0	0	1	3

## 7 地域子育て支援拠点事業

### (1) 子育て支援センター「えがお」

平成13年10月、子育てに関する相談指導をはじめ、センター開放や遊びの広場、子育て講座などの事業を実施し、さらには、育児サークルへの支援、育児情報等の提供、ボランティアの育成を行い、地域全体で子育てを支援する基盤づくりを進めていくために、市内末永町に開設しました。

#### ☆子育て支援センターえがおの利用状況（令和5年度実績）

区分	育児相談	センター開放	あそびのクラス	その他(えがおルーム他)
利用者数	74件	保護者 1,428人 子ども 1,628人	保護者 200人 子ども 200人	保護者 785人 子ども 817人

## (2) 子育て支援センター「くろーばー」

ニーズの高い子育て支援事業を拡大するため、ふたば保育所を運営する社会福祉法人伊達睦会が、館山下町の同保育所内で平成 28 年 4 月に開設しました。

### ☆子育て支援センターくろーばーの利用状況（令和 5 年度実績）

区分	育児相談	センター開放	その他(子育て講座等)
利用者数	9件	保護者 1,115人 子ども 1,324人	保護者 6人 子ども 5人

## (3) 子育て支援センター「おひさま」

ニーズの高い子育て支援事業を拡大するため、虹の橋保育園を運営する社会福祉法人くさぶえが、舟岡町の同保育園内で平成 25 年 1 月に開設しました。

### ☆子育て支援センターおひさまの利用状況（令和 5 年度実績）

区分	育児相談	開放事業	その他(子育て講座等)
利用者数	35件	保護者 1,273人 子ども 1,439人	保護者 22人 子ども 22人

## 8 胆振西部児童デイサービスセンター

児童福祉法に基づいた指定障害児通所支援事業者が運営しています。事業者と利用児童の保護者が利用契約を結び心身の発達に遅れや心配のある児童に対し日常生活における基本的動作の指導と集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。

- 【開設年月】 平成 20 年 4 月
- 【設置主体】 社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
- 【運営主体】 同上
- 【住所・電話等】 伊達市舟岡町 334 番地 9  
電話 23-5910 FAX 23-5910
- 【実施地域】 伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
- 【利用定員】 1 日 10 人
- 【利用対象】 児童福祉法による通所受給者証が交付されている児童

### ☆市町別利用者数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町	計
契約人員	54	3	2	5	64

## 9 児童館

市内には3館設置しており、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を涵養するとともに児童育成団体の活動の場を提供しています。

### ☆利用状況（令和5年度実績）

施設区分	児童館名	利用人員（人）			
		児童館活動	児童育成団体	一般利用	計
市立	旭町児童館	4,191	68	636	4,895
社会福祉法人	なないろ児童館	2,581	923	0	3,504
	山下町児童館	1,230	1,147	841	3,218

## 10 放課後児童対策事業

昼間、保護者のいない小学校児童に対し、「放課後児童クラブ」を設置し、留守家庭児童の健全育成を図っています。

### ☆放課後児童クラブの設置状況（令和6年4月1日現在）

児童クラブ名	実施施設	事業開始	登録児童数
うめの子児童クラブ	うめの子児童クラブ	平成5年4月	52
さくら児童クラブ	旧練成会ビル	平成27年4月	54
あやめ児童クラブ		平成27年4月	55
第1やまびこ児童クラブ	やまびこ児童クラブ	平成3年7月	40
第2やまびこ児童クラブ		平成21年4月	39
第3やまびこ児童クラブ		平成29年4月	42
ほしの子児童クラブ	ほしの子児童クラブ	平成4年6月	30
かぜの子児童クラブ		平成27年3月	30
きたの子児童クラブ		平成27年3月	29
おおたき児童クラブ	大滝基幹集落センター内	平成19年4月	9

### 第3 障がい者の福祉

【 社会福祉課・高齢福祉課 】

#### 1 障がい者の状況

障がいのある方に、障がいの種類によって以下の障がい者手帳が交付されます。

##### (1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、障がいの種類・等級などに応じた各種の制度を利用する際に必要となるものです。

☆身体障害者手帳所持者数及び障がい別割合（令和6年3月31日現在）

区 分	人 員	構成率(%)
(児)18歳未満	16	0.9
(者)18歳以上	1,767	99.1
計	1,783	100.0

区 分	人 員 構成率(%)	
肢体不自由	970	54.4
聴覚・平衡機能障がい	147	8.3
内部障がい	533	29.9
視覚障がい	111	6.2
音声・言語機能障がい	22	1.2
計	1,783	100.0

##### (2) 療育手帳

療育手帳は、知的に障がいのある方に、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の制度を利用する際に必要となるものです。児童相談所又は北海道立心身障害者総合相談所において、知的障がいと判定された方に交付されます。

障がいの程度により重度・最重度の場合は「A」、中度・軽度の場合には「B」と記入されます。

☆療育手帳所持者数（令和6年3月31日現在）

区 分	重度「A」 (最重度・重度)		軽度「B」 (中度・軽度)		計	
	人 員	構成率(%)	人 員	構成率(%)	人 員	構成率(%)
(児)18歳未満	19	2.9	80	12.4	99	15.3
(者)18歳以上	200	30.9	348	53.8	548	84.7
計	219	33.8	428	66.2	647	100.0

##### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となり、精神障がいのある方の社会復帰促進と自立を図ることを目的として交付されます。

2年毎に有効期間の更新が必要です。

☆精神障害者保健福祉手帳所持者（令和6年3月31日現在）

手帳所持者数	224
--------	-----

☆精神障害者保健福祉手帳申請内訳（令和5年度実績）

新規交付申請件数	更新申請件数	計
21	117	138

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス

障がいのある方の介護や就労の支援のための障害福祉サービスや自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、補装具費（車いすや補聴器等）の支給などの制度があります。

(1) 障害福祉サービス

個々の障がいのある方の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

利用者は、サービスにかかる費用の1割を負担します（世帯の課税状況等により上限月額が決まります）。

☆支給の対象となるサービス及び支給決定者数（令和5年度実績）

区 分	利用実人数 (人)	金 額 (円)
計画相談支援	484	17,759,216
地域移行支援	0	0
地域定着支援	62	2,265,420
居宅介護	109	67,324,329
重度訪問介護	8	36,093,790
行動援護	3	2,219,230
同行援護	0	0
短期入所	18	2,966,290
基準該当生活介護	1	311,850
生活介護	157	421,956,860
自立訓練	7	11,303,994
自立生活援助	3	453,600
就労移行支援	0	0
就労継続支援	232	375,327,232
高額障害福祉サービス費	0	0
療養介護（医療費を除く）	6	20,856,510
療養介護医療費	(5)	3,735,647
共同生活援助	174	397,574,581
〃 に係る特定障害者特別給付費	(170)	19,827,755
施設入所支援	67	107,088,313
〃 に係る特定障害者特別給付費	(58)	6,881,280
計	1,331	1,493,945,897

## (2) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があります。

指定の医療機関で医療を受けた場合、利用者は医療費の1割を負担します（所得等に応じて上限月額が決まります）。

### ① 更生医療

身体障害者手帳の交付を受けている方が、その障がいを補うべき医療を受ける場合に適用になります。事前に、北海道立心身障害者総合相談所の判定が必要です。

#### ☆給付等状況（令和5年度実績）

区 分		障がいの種類	延人数	金額(円)
入院	国民健康保険	肢体不自由	3	141,432
		腎臓機能障がい	33	271,141
	社会保険	腎臓機能障がい	8	159,865
	後期高齢者医療	肢体不自由	2	89,220
		腎臓機能障がい	217	1,637,091
	生活保護	腎臓機能障がい	38	22,203,328
	小計	肢体不自由	5	230,652
		腎臓機能障がい	296	24,271,425
入院計			301	24,502,077
入院外	国民健康保険	免疫機能障がい	16	547,524
		腎臓機能障がい	342	3,035,366
	社会保険	免疫機能障がい	35	1,586,182
		腎臓機能障がい	391	3,171,464
	後期高齢者医療	腎臓機能障がい	1,330	5,911,070
	生活保護	腎臓機能障がい	157	29,601,430
	小計	免疫機能障がい	51	2,133,706
		腎臓機能障がい	2,220	41,719,330
入院外計			2,271	43,853,036
合 計			2,572	68,355,113

## ② 育成医療

18歳未満で、身体に障がいや病気があり、放置すると将来障がいが残る可能性のある子どもで、手術等の治療で障がいの改善が期待できる場合に適用になります。

平成25年度より北海道から事務の権限移譲を受け、本市の事業となりました。

### ☆給付等状況（令和5年度実績）

区 分		障がいの種類	延人数(人)	金額(円)
入院	国民健康保険	肢体不自由	-	-
	社会保険	肢体不自由	2	135,032
		内蔵機能障がい	1	53,796
	入院計		3	188,828
入院外	国民健康保険	肢体不自由	-	-
	社会保険	音声・言語・そしゃく機能	23	92,726
		肢体不自由	7	6,755
		内蔵機能障がい	1	228
入院外計		31	99,709	
合計			34	288,537

## ③ 精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神病質その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象となります。

1年毎に、再認定が必要です。北海道が事業を実施していますが、申請窓口は市町村です。

### ☆給付等状況（令和5年度実績）

自立支援医療受給者証交付件数（伊達市分）		462
内 訳	新規交付申請件数	35
	再認定申請件数	427



### (3) 補装具費の支給

補装具とは、身体に障がいのある方が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものです。

補装具の購入・修理の前に必ず社会福祉課で支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。利用者は、補装具費の1割を負担します（世帯の課税状況等により上限月額が決まります）。

#### ☆支給等状況（令和5年度実績）

補装具名	購 入		修 理		計	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
義手	-	-	1	119,568	1	119,568
義足	2	2,668,079	1	136,104	3	2,804,183
上肢装具	-	-	-	-	-	-
下肢装具	10	637,322	4	62,476	14	699,798
体幹装具	2	104,273	-	-	2	104,273
靴型装具	5	585,396	1	6,583	6	591,979
起立保持具	1	252,222	-	-	1	252,222
座位保持装置	3	1,203,609	1	24,698	4	1,228,307
歩行器	1	72,080	-	-	1	72,080
視覚障害者 安全つえ	6	23,371	-	-	6	23,371
補聴器	10	606,504	10	145,418	20	751,922
車いす	11	3,083,513	14	554,990	25	3,638,503
電動車いす	-	-	4	550,495	4	550,495
遮光眼鏡	2	49,714	-	-	2	49,714
歩行補助つえ	1	8,480	-	-	1	8,480
計	54	9,294,563	36	1,600,332	90	10,894,895

#### (4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて市町村と都道府県が協力して実施する事業です。障がい者の地域における生活を支える様々な事業を行っています。

##### ① 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者の様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

##### ◎伊達市障がい者総合相談支援センター 相談室あい

- ・所在地 伊達市舟岡町134番地15 だて地域生活支援センターUmi 1階  
電話 25-3838 FAX 82-3936
- ・相談方法 来所、訪問、電話、FAX、メール、郵便等
- ・相談内容 障がいのある方に関わる相談全般
- ・開設日時 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後9時まで  
日曜日 午前8時30分から午後5時まで  
(夜間は留守番電話で対応。土曜日、祝日、年末年始は休み)
- ・相談費用 無料

##### ☆利用状況 (令和5年度実績)

区分	精神	知的	身体	発達	その他	計	
人数 (一般相談)	371	663	103	107	21	1,265	
〃 (計画相談)	86	247	47	139	140	659	
計	457	910	150	246	161	1,924	
件数	電話・FAX・メール	310	435	76	483	28	1,332
	来所	59	426	3	36	9	533
	訪問	195	653	66	74	6	994
	同行	125	287	38	51	13	514
	代行	16	232	30	35	2	315
	その他	32	50	6	12	0	100
	計画相談	134	406	86	307	225	1,158
	計	871	2,489	305	998	283	4,946

##### ② コミュニケーション支援事業

手話通訳員及び手話通訳協力員派遣事業は、聴覚、言語、音声機能に障がいがある方に手話通訳者等の派遣を行い、聴覚、言語、音声機能に障がいがある方の意思疎通の円滑化を図るために実施されています。

手話通訳員1名が社会福祉課に常勤、6名の手話通訳協力員が登録しています。利用料は無料です。

##### ☆利用状況 (令和5年度実績)

手話通訳員派遣件数	173	手話通訳協力員派遣件数	36
		手話通訳協力員派遣人数(延)	45

### ③ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がいのある方に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、障がいのある方の福祉増進に資することを目的とした事業として実施しています。

用具を購入する前に、市役所に給付等の申請を行い、給付等の決定を受ける必要があります。利用者は、日常生活用具の購入等にかかる費用の1割を負担します（世帯の課税状況等により上限月額が決まります）。

#### ☆給付等状況（令和5年度実績）

種 目	件 数	金 額（円）
特殊寝台	2	308,000
頭部保護帽B	1	36,750
人工喉頭B（電動式）	1	63,090
電気式たん吸引器	2	135,310
点字図書	1	4,000
ストマ用装具（蓄尿袋・蓄便袋）	696	6,107,940
紙おむつ等	182	1,978,666
ネプライザー	1	21,780
視覚障がい者用血圧計	1	9,680
聴覚障がい者用通信装置	2	81,070
視覚障がい者用拡大読書器	3	579,000
視覚障がい者用時計B（音声時計）	3	30,920
聴覚障がい者用ポータブルレコーダーA（録音再生機）	2	170,000
居宅生活動作補助用具	3	363,920
火災警報器	1	30,250
計	901	9,920,376

### ④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対して、移動支援事業にかかる費用を給付し、外出のための支援を行います。

利用時間が同一月に10時間を超えない場合は無料です。ただし、利用時間が同一月に10時間を超えた場合、利用者は移動支援にかかる費用の1割を負担します。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

利用実人員	利用時間	支出金額(円)
9	712.30	2,606,200

### ⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障がいのある方が通う施設で、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動をし、社会との交流を深めることによって地域生活を支援していましたが、委託先の特定非営利活動法人が平成29年3月に解散しました。

⑥ 日中一時支援事業

日中において、介護する方がいないなどの理由により、見守りまたは一時的な活動の場を要する障がい者及び障がい児に対して、日中一時支援事業に係る費用を給付します。

利用者は、日中一時支援事業に要した費用の1割を負担します。

☆利用状況（令和5年度実績）

利用実人員	利用回数	支出金額(円)
5	58	197,772

⑦ 更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業とは、施設に入(通)所している方の訓練および実習の内容などを勘案して、必要と認められた実費負担費用に対して更生訓練費を給付するものです。

☆支給状況（令和5年度実績）

受給者実数	支給金額(円)
0	0

⑧ 身体障がい者自動車運転免許取得助成事業

自動車運転免許を取得しようとする身体障がい者に対し、その取得に要する経費の一部を助成します。

☆助成状況（令和5年度実績）

助成件数	助成金額(円)
0	0

⑨ 身体障がい者自動車改造費助成事業

就労、通院その他の用途のために自動車を改造しようとする身体障がい者に対し、その改造に要する経費の一部を助成します。

☆助成状況（令和5年度実績）

助成件数	助成金額(円)
0	0

### ⑩ ボランティア活動支援事業

精神障がい者が自ら行っている社会復帰活動に対し支援を行うことにより、地域住民への精神障がい者に対する正しい知識の普及や、社会参加、社会復帰の促進を図ることを目的としています。

#### ◎回復者クラブ ハッピーサークル

- ・連絡先 伊達市障がい者総合相談支援センター あい 電話 25-3838
- ・会員数 11人（令和6年3月31日現在）

### ⑪ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで、家庭裁判所が選任した後見人等が判断能力の不十分な方の日常生活を法律的に保護する仕組みです。本市では、身寄りのない方の成年後見の申立手続（市長申立）や成年後見にかかる費用の助成を行います。

#### ☆市長申立状況（令和5年度実績）

申立件数	申立費用(円)
2	14,436

#### ☆費用助成状況（令和5年度実績）

助成件数	助成金額(円)
2	250,000

## 3 障害児通所支援（児童福祉法に基づくサービス）

障がいのあるお子さんが通所し、日常生活の基本的動作の指導や自活に必要な知識・技能の取得、集団生活への適応のための訓練を行うサービスです。

お子さんの障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

利用者は、サービスにかかる費用の1割を負担します（世帯の課税状況等により上限月額が決まります）。

#### ☆支給の対象となるサービス及び支給決定者数（令和5年度実績）

区 分	利用実人数（人）	金 額（円）
児童発達支援	79	34,686,863
放課後等デイサービス	146	95,225,250
保育所等訪問支援	2	356,810
障害児相談支援	200	5,388,470
計	427	135,657,393

## 4 障がいのある方に関するその他の福祉制度

### (1) 特別障害者手当

支給対象者：20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする方

### (2) 障害児福祉手当

支給対象者：20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障がいの状態にあるため、日常生活において、常時の介護を必要とする方

### (3) 福祉手当（経過措置分）

支給対象者：経過措置のため、新たに対象となる方はいません。

### (4) 伊達市重度心身障害児福祉手当

支給対象者：心身に障がい（身体障害者手帳1、2級所持者、又は、IQ50以下の判定を有する方）のある児童の保護者

### (5) 特別児童扶養手当（※実施主体：北海道）

支給対象者：身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童の父母又は父母に代わって児童を養育している方

#### ☆支給等状況（令和5年度実績）

区 分	延人数	単 価(円)	支出金額(円)
特別障害者手当	429	R5.2～R5.3算定分 27,300（月額）	11,955,820
		R5.4～R6.1算定分 27,980（月額）	
障害児福祉手当	193	R5.2～R5.3算定分 14,850（月額）	2,956,800
		R5.4～R6.1算定分 15,220（月額）	
福祉手当	6	R5.2～R5.3算定分 14,850（月額）	90,580
		R5.4～R6.1算定分 15,220（月額）	
伊達市重度心身障害児福祉手当	25 ※実人数	12,000（年額）	300,000
特別児童扶養手当	—	(1級)	—
		R5.2～R5.3算定分 52,400（月額）	
		R5.4～R6.1算定分 53,700（月額）	
		(2級)	
R5.2～R5.3算定分 34,900（月額）			
R5.4～R6.1算定分 35,760（月額）			

## (6) 北海道心身障害者扶養共済制度

心身に障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度の障がいを負った場合に、残された障がいのある方に終身一定額の年金が支給されるものです。

各種申請、届出先は、北海道が直接取り扱います。

## (7) 伊達市福祉タクシー・燃料併用助成事業

心身に重い障がいのある方の外出を支援するため、タクシー運賃や本人か介護の方が運転する自家用車へのガソリン、軽油の支払いに使用できる助成券（チケット）を交付します。

### ① 助成対象者

身体障害者手帳1級又は2級の方

療育手帳A判定の方

精神障害者保健福祉手帳1級の方

### ② 助成額

年額6,000円（1枚500円のチケットを12枚交付）

### ☆助成等状況（令和5年度実績）

区分	身障1級	身障2級	療育A	精神1級	計
対象者数	499	217	129	19	864
交付者数	301	119	55	3	478
交付率(%)	60.3	54.8	42.6	15.8	55.3
支出金額(円)	2,443,420				

## ■「障害者」の「害」の表記について

伊達市では、ノーマライゼーション社会の実現と心や文字のバリアフリーを推進するため、障害者の「害」の表記をひらがなの「がい」に改め、平成14年4月1日より実施しました。

①「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ「ひと」を直接・間接に形容する場合は「障がい」と表記します。

②法令などに基づく規定、制度名、施設名、団体名などの固有名詞は変更しません。

## 第 4 生 活 保 護

【 社会福祉課 】

### 1 生活保護の動向

本市における生活保護の動向は、昭和 59 年度の保護世帯数 326 世帯・被保護者数 615 人・保護率 17.3‰(※)をピークに、以降は被保護人員の減少も進み、令和 5 年度は保護率 11.4‰となりました。

ただし、令和 2 年度から続いたコロナ禍や原油価格や物価の高騰等の影響で困窮、生活不安から相談及び申請の件数が増加しました。今年度も昨今の社会情勢から、生活保護の相談や申請が増加するものと見込まれます。

(※)‰：千分率

### 2 被保護世帯及び人員の状況（各年度平均）

年 度	被 保 護		保護率 (%)	扶 助 別 人 員					
	世 帯	人 員		生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	その他
平成26年度	(1) 338	(2) 412	11.5	347	305	19	72	351	7
平成27年度	(1) 330	(1) 407	11.4	341	300	21	77	349	8
平成28年度	(1) 305	(2) 371	10.5	304	264	15	83	324	9
平成29年度	(0) 297	(0) 357	10.2	294	251	13	82	317	8
平成30年度	(1) 296	(1) 358	10.4	291	254	13	74	305	12
令和元年度	(3) 280	(3) 332	9.8	272	235	8	68	285	9
令和 2 年度	(1) 275	(1) 335	10.0	277	240	7	63	288	8
令和 3 年度	(2) 273	(2) 330	10.0	287	246	9	58	282	5
令和 4 年度	(1) 286	(2) 346	10.6	299	256	8	56	293	3
令和 5 年度	(2) 302	(2) 364	11.4	302	260	9	63	306	3

(注) ・被保護「世帯」「人員」欄の上段( )は停止分を再掲  
 ・保護率は、被保護人員÷住民基本台帳人口  
 ・その他は、出産・生業・葬祭扶助



### 3 生活保護開始・廃止理由別内訳（令和5年度実績）

#### ☆開始

理 由 別		世帯数
世帯主の傷病		2
世帯員の傷病		1
働いていた者の死亡		0
働いていた者の離別		0
働きの減少による喪失収入	定年・失業	1
	老齢による	2
	事業不振・倒産	0
	その他	3
社会保障給付金の減少・喪失		1
仕送りの減少・喪失		4
手持現金・預金等の減少・喪失		43
その他		10
計		67

#### ☆廃止

理 由 別		世帯数
世帯主の傷病治癒		0
世帯員の傷病治癒		0
死亡		18
失踪		0
働きによる収入の増加・取得		17
働き手の転入		0
社会保障給付金の増加・取得		3
仕送りの増加		0
親類・縁者等の引き取り		0
施設入所		1
医療費の他法負担		0
転出世帯		12
その他		11
計		62

### 4 世帯類型別状況（令和5年度平均）

区 分	高齢者	母子	傷病・障害	その他	計
世帯数（戸）	165	4	95	38	302
構成率（％）	54.6	1.3	31.5	12.6	100.0

## 5 生活保護費支出状況 (令和5年度実績)

扶 助 別	金 額(円)	構成率(%)
生活扶助費	170,025,462	24.26
住宅扶助費	62,208,353	8.88
教育扶助費	1,012,075	0.14
医療扶助費	433,243,405	61.83
介護扶助費	10,905,574	1.56
出産扶助費	0	0
生業扶助費	75,689	0.01
葬祭扶助費	3,730,736	0.53
施設事務費	19,112,573	2.73
就労自立給付	412,920	0.06
進学準備給付	0	0
計	700,726,787	100.0

### ☆標準世帯最低生活保障水準

(伊達市における令和5年度10月改正後単価)

区 分	金額(円)
生活扶助費	139,090
冬季加算 (10月～4月)	20,620
住宅扶助費	33,000

標準世帯は (33歳男・29歳女・4歳子)

## 6 医療扶助人員状況 (令和5年度平均)

被 保 護 人 員	医 療 扶 助 人 員						医 療 扶 助 率 (%)
	総 数	入 ・ 外 別		病 類 別			
		入 院	入院外	結 核	精 神	その他	
364	306	34	272	—	27	279	84.1

## 第5 高 齢 者 の 福 祉

【 高 齢 福 祉 課 】

### 1 高 齢 者 人 口 の 状 況

当市の65歳以上人口は、令和6年3月末現在住民基本台帳によると、12,247人で総人口に対する割合が38.9%となっております。

今後ますます進む高齢化社会において、高齢者を取り巻く様々な環境の変化は多くの課題を投げかけており、これらに対応した健全で生きがいのある生活を営むための諸施策を進めています。

#### (1) 地区別高齢者人口等の状況 (令和6年3月末現在)

地区別	人 口 総 数			世 帯 総 数 (戸)	65歳以上人口			人 口 比 率 (%)
	男	女	計		男	女	計	
黄 金	481	538	1,019	579	233	297	530	52.0
稀 府	721	879	1,600	868	334	469	803	50.2
東	4,073	4,600	8,673	4,585	1,234	1,726	2,960	34.1
中 央	4,424	5,150	9,574	5,126	1,374	1,948	3,322	34.7
関 内	221	228	449	221	109	130	239	53.2
長 和	798	935	1,733	981	334	473	807	46.6
有 珠	600	734	1,334	816	288	441	729	54.6
市 街	2,912	3,444	6,356	3,710	975	1,512	2,487	39.1
大 滝	399	379	778	560	175	195	370	47.6
計	14,629	16,887	31,516	17,446	5,056	7,191	12,247	38.9

出典：指定区別年齢別男女別人口調

※上記「地区別人口」とホームページなどに掲載されている「町別・地区別人口」とは集計区分が異なるため数値が異なる場合があります。

(2) **高齢者人口の推移** (各年 10 月末現在)

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
総人口	男	15,998		15,763		15,551		15,291		15,091		14,830	
	女	18,441		18,172		17,927		17,646		17,379		17,103	
	計	34,439		33,935		33,478		32,937		32,470		31,933	
世帯数		17,961		17,912		17,861		17,736		17,655		17,565	
		人口	人口比率	人口	人口比率	人口	人口比率	人口	人口比率	人口	人口比率	人口	人口比率
65歳以上人口	男	5,257	32.8	5,268	33.4	5,236	33.7	5,216	34.1	5,156	34.2	5,098	34.4
	女	7,287	39.5	7,311	40.2	7,305	40.7	7,265	41.2	7,271	41.8	7,222	42.2
	計	12,544	36.4	12,579	37.1	12,541	37.5	12,481	37.9	12,427	38.3	12,320	38.6
75歳以上人口	男	2,548	15.9	2,557	16.2	2,541	16.3	2,561	16.7	2,609	17.3	2,673	18.0
	女	4,074	22.1	4,133	22.7	4,133	23.1	4,170	23.6	4,275	24.6	4,378	25.6
	計	6,622	19.2	6,690	19.7	6,674	19.9	6,731	20.4	6,884	21.2	7,051	22.1

## 2 高齢者総合相談

「高齢福祉課」では、療養や介護に関する相談、各種制度・サービスに関する相談、養護老人ホームへの入所に関する相談に応じ、情報提供や各関係機関との連絡調整を行っています。

また、「地域包括支援センター」でも高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう支援するため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント業務、総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を無料で行っています。

☆実施状況 (令和5年度実績) (実人数/延人数)

	市総合相談窓口	地域包括支援センター
相談	18 / 18	576 / 2,458
訪問	6 / 7	184 / 579
計	24 / 25	760 / 3,037

### 3 老人福祉施設

#### (1) 養護老人ホーム

概ね 65 歳以上の高齢者で環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な方が入所できる施設で、他の老人ホームと異なり市町村が認めた方のみ入所することができます。

入所については、その方の収入によって負担金がかかる場合があります。また、扶養世帯についても所得の状況によって負担金がかかる場合があります。

市内では潮香園の 1 カ所です。

#### ☆措置人員等の状況（令和 5 年度実績）

	人 員	措 置 費（円）
潮 香 園	57	117,997,977
幸 生 園（洞爺湖町）	7	17,004,216
藤 の 園（月形町）	1	2,089,499
あいらん（室蘭市）	1	2,139,082
緑ヶ丘老人ホーム（黒松内町）	1	2,088,093
千歳千寿園（千歳市）	1	2,435,132
美唄市恵風園（美唄市）	1	1,732,354
計	69	145,486,353

#### (2) 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは平成 12 年 4 月から施行された介護保険法による介護施設となり、介護保険の要介護認定において原則要介護 3 以上の認定を受けた方が入所でき、手続きは直接施設に申込みします。

市内では次の 5 カ所です。

○特別養護老人ホーム ひまわり

伊達市松ヶ枝町 154 番地 30 電話 21-2711

○地域密着型特別養護老人ホーム サテライトひまわり

伊達市松ヶ枝町 154 番地 33 電話 21-2711

○特別養護老人ホーム なごみの里

伊達市松ヶ枝町 84 番地 1 電話 21-7532

○特別養護老人ホーム 喜楽園

伊達市向有珠町 160 番地 7 電話 38-3001

○特別養護老人ホーム おおたきの杜

伊達市大滝区本郷町 86 番地 1 電話 68-6848

【参考】老人保健施設・介護医療院も同じように介護保険法による介護施設となり、要介護1以上の認定を受けた方が入所でき、手続きは直接施設に申込みとなります。市内では次の2カ所です。

○老人保健施設 プライムヘルシータウン湘南  
伊達市松ヶ枝町 157 番地 110 電話 22-1200

○介護老人保健施設・介護医療院 セイント・ヴィレッジ  
伊達市舟岡町 214 番地 28 電話 82-9351  
※北湯沢温泉いやしの郷から移転

### (3) 軽費老人ホーム (ケアハウス)

60歳以上の高齢者で、身体機能の低下で独立して生活するのが不安になり、家族による援助を受けることが困難な方が入居できる施設で、生活相談、入浴、食事のサービスの提供を受けられます。また、虚弱化の進行に対しては介護保険サービス等の利用によって対応します。

市内では次の3カ所です。

○軽費老人ホーム ケアハウス伊達ぷらいむ館  
伊達市松ヶ枝町 154 番地 20 電話 21-5522

○北湯沢温泉ケアハウスクアリゾート453  
伊達市大滝区優徳町 88 番地 3 電話 68-9000

○介護付軽費老人ホーム ケアハウス セイントヒルズ  
伊達市舟岡町 212 番地 13 電話 23-7722

## 4 介護予防・地域支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、適切な医療や介護のサービスを受けながら安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を支える体制をつくることや、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に生かして生きがいや役割を持つなど、個人または地域全体が介護予防に努めることが大切です。

本市では、介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した生活を送るための支援として、各種の介護予防事業等に取り組んでいます。なお、平成29年度からは、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」も開始しています。

### 《健やかで自立した生活ができるまちづくり》

#### (1) 介護予防普及啓発事業

##### ○ 地区介護予防教室

住民健診や個別配付により基本チェックリストを実施し、生活機能の低下が認められる高齢者等を対象に、保健師や健康運動指導士による地区介護予防教室を実施しています。

##### ☆実施状況（令和5年度実績）

教室名		回数	利用延人数
中央1区介護予防教室	カルチャーセンター	7	108
中央3・12区介護予防教室	竹原福祉会館	7	98
		7	173
計		21	379

##### ○ 介護予防講座

老人クラブ等に出向いて転倒予防や認知症予防等の介護予防の知識を伝え、高齢者がいきいきと生活していけるよう支援しています。

##### ☆実施状況（令和5年度実績）

対象	回数	人数
老人クラブ	1	16
自治会等	0	0
介護予防グループ	8	114
計	9	130

## (2) 高齢者等緊急通報サービス事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や重度身体障がい者に対し、緊急通報用電話機を貸与し、急病、火災、ガス漏れ事故等の緊急時に電話やワンタッチペンダントで、市が契約している専門業者に通報することにより救急車の出動を依頼するなど、不測の事態を未然に防ぎます。利用料は月額 700 円で、非課税世帯の方が対象です。

### ☆利用状況（令和 5 年度実績）

利用実人員	事業費（円）
40	1,374,890

## (3) 高齢者住宅安心確保事業（シルバーハウジング）

高齢者の一人暮らしや夫婦世帯などが安心して快適な生活ができるように、住宅の設備・仕様に配慮し、万一の緊急時には生活援助員（L S A）による対応がある等の福祉サービスを受けられる、公営の高齢者向け住宅です。

市の委託により L S A を派遣して、入居者の方に生活相談や緊急通報対応、地域との交流会などのサービスを行うものです。

60 歳以上の単身世帯および夫婦の一方が 60 歳以上の夫婦のみの高齢者世帯が対象となり、家賃の他に、所得に応じて負担があります。

市内では次の 3 カ所です。

- 駅前団地 1 号棟 伊達市山下町 17 番地 1
- 駅前団地 2 号棟 伊達市山下町 358 番地
- ほのぼの団地 伊達市大滝区優徳町 83 番地 4

## (4) 生活管理指導等短期宿泊事業

特別養護老人ホームショートステイ専用ベッド及び、養護老人ホームの空きベッドを利用して短期宿泊し、生活習慣等の指導を行うとともに体調の調整を図っています。

利用は年 14 日以内、利用料は特別養護老人ホームが 1 日 1,370 円、養護老人ホームが 1 日 1,110 円です。

### ☆利用状況（令和 5 年度実績）

利用実人員	実施日数	事業費（円）
2	26	29,380



#### (5) 訪問サービス事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、近隣に身寄りのない方などを対象に地域のボランティアが家庭を訪問し、安否の確認や相談相手となっています。利用料は無料です。

##### ☆利用状況（令和 5 年度実績）

利用実人員	実施回数	事業費（円）
8	68	38,760

#### (6) 日常生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上で、同居している世帯全員が非課税の方に日常生活の便宜を図るための電磁調理器、消し忘れ消火機能付きガス調理器及び自動消火器を給付します。

1 万円を限度額とし、超えた額は自己負担となります。

##### ☆利用状況（令和 5 年度実績）

件数	事業費（円）
2	20,000

#### (7) 救急医療情報キット（安心キット）配付事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方や健康上不安を抱えている方などに、かかりつけの医療機関、持病等の緊急時に必要な情報を用紙に記入し、保管容器に保管する救急医療情報キット（安心キット）を配付します。

キットは、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員がその情報を活用して、適切な救急搬送に生かすことができます。なお、利用料は無料です。

##### ☆利用状況（令和 5 年度実績）

新規利用世帯数	新規利用人数	事業費（円）
26	28	0

## 大滝区のためのサービス

### (1) 高齢者入浴サービス事業

週1回（毎週木曜日）温泉施設までの送迎、入浴中の見守り、健康相談等を行います。  
なお、利用料は無料です。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

利用実人員	実施回数	事業費（円）
5	148	263,588

### (2) 高齢者等外出支援サービス事業

病気治療のための通院や入退院、福祉施設への入退所等、公的行事への参加及び各手続きのための移送を行います。なお、利用料は無料です。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

利用実人員	実施回数	事業費（円）
26	108	45,360

### (3) 高齢者生活援助事業

庭、家周り等の手入れ、屋根の雪下ろし、家周りの除排雪、その他必要な日常生活の援助を行います。なお、利用料は無料です。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

利用実人員	実施回数	事業費（円）
16	106	333,158

### (4) 生き生きデイサービス事業

施設へ通所し、食事や入浴の他レクリエーションを通し充実した一日を過ごすことで、心身機能の維持と閉じこもりを防ぎます。利用料は1回当たり523円です。

※令和6年4月1日に要綱を廃止しました。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

利用実人員	実施回数	事業費（円）
0	0	0

## 《自分らしく生き生きと生活できるまちづくり》

### (1) 介護予防グループ活動支援事業

地域のボランティアグループ等が中心となり、生きがいつくりやふれあい活動などの運営をする団体やグループを支援することにより、閉じこもりを防ぎ、交流を通して心身機能の維持・向上を図ります。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

利用団体数	利用実人員	事業費（円）
21	389	3,354,033

### (2) 伊達はつらつ元気塾事業

健康カラオケという機器を利用し、健康増進や介護予防、参加者同士の交流を目的とした健康づくりプログラムです。画面から流れる映像や懐かしい音楽などに合わせて楽しく身体を動かし、転びにくい身体づくり・認知症予防に繋がります（有珠地区で実施）。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

利用人員	実施回数	事業費（円）
183	19	971,381

### (3) アクティビティ（音楽活動）事業

高齢者が音楽活動を通して、心身機能の低下を防ぐとともに、社会性・協調性を維持し、いつまでも元気で生き生きとした生活が送れるよう教室を開催します。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

利用人員	実施回数	事業費（円）
750	25	430,000

### (4) 長寿祝金支給事業

長寿を祝福するとともに社会に貢献した労をねぎらい、満100歳になられた方に長寿祝金を支給しています。

#### ☆支給状況（令和5年度実績）

年齢（金額）	対象者数	支給額（円）
満100歳（30,000円）	12	360,000

#### (5) 認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る「認知症サポーター」の養成を通じ、市民の認知症理解の推進を図っています。

さらに、「認知症サポーター養成講座」を受講した「認知症サポーター」を対象に、認知症のご本人やご家族への支援が地域でできるよう、より実践的な内容を学ぶための講座として「ステップアップ講座」を実施しています。

#### ☆開催状況（令和5年度実績）

講座名	開催回数	受講人員
認知症サポーター養成講座	14	439
認知症サポーターステップアップ講座	1	9

#### (6) 認知症介護者のつどい「つくしんぼう」

認知症の高齢者を介護している家族の方が集まり、介護の方法や悩みなどを話し合う機会を提供することで介護者を支援しています。

#### ☆開催状況（令和5年度実績）

開催回数	参加実人員
12	13

## 《ともに支え合うやさしいまちづくり》

### (1) 家族介護用品支給事業

介護保険の要介護認定で要介護4または5に認定された概ね65歳以上の在宅高齢者と同居している介護者で、生活保護世帯又は市民税非課税世帯の方に対し、紙おむつや、尿取りパッド等の介護用品の購入を助成します。助成金額は月額6,500円までで、この金額を超えた場合は自己負担になります。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

利用実人員	事業費（円）
14	747,772

### (2) 家族介護教室事業

介護している家族や近隣の援助者に対し、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催します。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

参加実人員	実施回数	事業費（円）
69	5	110,000

### (3) 家族介護者交流（元気回復）事業

介護している家族等に対し、介護から一時的に解放し、介護者相互の交流を図るため、心身の元気回復（リフレッシュ）事業を実施します。

#### ☆利用状況（令和5年度実績）

参加実人員	実施回数	事業費（円）
4	1	25,512

### (4) 介護マーク配付事業

異性の介護用品を購入する時や公衆トイレなどの付添いの際に、介護している方への誤解や偏見を減らすため、介護マークを付けることで介護しやすい環境づくりを目指し、介護マークを無料で配付します。

## (5) 認知症高齢者見守り事業

認知症の症状があってもご家族が安心して在宅での介護を行うことができる環境を整え、認知症高齢者及びその家族を支援するため、見守り用品としてGPS端末機器を導入する初期費用（本体・標準充電器代）助成やアイロンラベルシールの給付を行います。

### ☆利用状況（令和5年度実績）

事業内容	利用人数	事業費（円）
GPS端末機器導入費用助成	0	0
アイロンラベルシール・ 反射シール給付	5	0

## 5 生きがいづくり

高齢化社会の進展に伴って、全ての高齢者が豊かで張りのある生活を送るための施策が要求されており、高齢者の生きがいと健康づくりやこれまでに蓄積した経験や能力を発揮できる活動や事業を推進して、明るい長寿社会を進めています。

### (1) 老人クラブ運営補助事業

市内の各地区に20の老人クラブがあり、約700人の高齢者が参加し活動しています。

（令和6年3月31日現在）

老人クラブではスポーツ大会、演芸大会、広報活動の他、在宅福祉活動にも力を入れ、地域に根ざした組織としての活動をしていて、市ではこの活動に必要な運営費の助成をしています。

### ☆助成状況（令和5年度実績）

対象者数	補助金（円）
728	1,862,400

# 第 6 介 護 保 険

【 高齢福祉課 】

## 1 要介護認定事務

### (1) 認定調査

市職員と委託により実施しておりますが、「一定期間毎に市町村職員が調査をすること」という国の方針に基づき、在宅・施設を問わず1～2回に1回の割合で市職員が調査を実施しています。

認定調査件数 2,509 件（うち伊達市直営分 1,973 件で約 80%）

### (2) 認定審査会

審査会委員 20 名（医療職 11 名、福祉職 7 名、保健師 2 名で 4 合議体）

審査件数 2,438 件

### (3) 要介護（要支援）認定者

令和 6 年 3 月末の要支援及び要介護認定者は 2,545 人で、そのうち第 1 号被保険者は 2,506 人、出現率は 20.56%となっております。

（認定者及び分布割合）

\*2 号被保険者含

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
認定者 (人)	341	398	629	445	294	231	207	2,545
分布割合 (%)	13.40	15.63	24.80	17.42	11.55	9.07	8.13	100.0

第 1 号被保険者数 12,187 人

## 2 サービス利用状況

### (1) 居宅サービス

☆令和 6 年 3 月の居宅サービス受給者数

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
166	234	399	236	94	49	42	1,220

### (2) 施設サービス

☆令和 6 年 3 月の施設サービス受給者数

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 計
229	172	0	157	558

### (3) 地域密着型サービス

☆令和 6 年 3 月の地域密着型サービス受給者数

通 所 介 護	共 同 生 活 介 護	そ の 他	合 計
134	90	52	276

### 3 介護保険料

(第1号保険料)

(令和6年度)

保険料段階		保険料 (年額)	対象者
本人が住民税非課税	非課税世帯	第1段階	18,100円 生活保護受給者の方。老齢福祉年金受給者の方又は課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
		第2段階	30,800円 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
		第3段階	43,500円 上記以外の方
	課税世帯	第4段階	57,200円 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
		第5段階	63,600円 第4段階以外の方
本人が住民税課税	第6段階	76,300円 合計所得金額が120万円未満の方	
	第7段階	82,600円 合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	
	第8段階	95,400円 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	
	第9段階	108,100円 合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	
	第10段階	120,800円 合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	
	第11段階	133,500円 合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	
	第12段階	146,200円 合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	
第13段階	152,600円 合計所得金額が720万円以上の方		

※ 合計所得金額は次のとおり計算します。

- 1 本人の住民税が課税以外の方については、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得調整控除が行われている場合にはその控除前の金額）から、10万円を控除した額



## 4 保険給付費

### (1) 介護（予防）サービス等諸費

介護サービスの費用のうち9割(または7～8割)は保険でまかなわれ、1割(または2～3割)は本人負担となっています。

#### ☆令和5年度の保険給付費の状況

区 分	金 額 (円)	備 考
居宅介護(予防)サービス等給付費	809,424,359	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、短期入所、福祉用具貸与
地域密着型介護サービス給付費	501,923,192	認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設介護サービス等給付費	1,712,853,477	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護
居宅介護(予防)福祉用具購入費	5,701,807	ポータブルトイレ、シャワーチェア等の購入
居宅介護(予防)住宅改修費	9,673,184	手すりの設置、段差解消、床の滑り止め等
居宅介護(予防)サービス計画給付費	143,242,106	ケアプラン作成等
合 計	3,182,818,125	

### (2) 高額介護サービス費 92,363,920 円

自己負担の上限額（月額）を設けています。

(令和6年度)

区 分		上限額（月額）
世帯住民税 非課税	生活保護受給者の方	15,000 円（個人）
	老齢福祉年金受給者の方又は課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000 円（個人）
	上記以外の方	24,600 円（世帯）
世帯住民税 課税	下記以外の方	44,400 円（世帯）
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方	93,000 円（世帯）
	課税所得690万円(年収1,160万円)以上の方	140,100 円（世帯）

**(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費 9,845,911 円**

世帯内の同一の医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度など）の加入者の方について、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、申請によって、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

**(4) 特定入所者介護サービス等費 112,300,982 円**

低所得者については、食費及び居住費の自己負担の上限額（日額）を設けています。

（令和6年度）

利用者負担段階	対象者	負担減額（日額）	
		食費	居住費
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>道市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方</li> <li>生活保護を受給されている方</li> </ul>	300 円	ユニット型個室 880 円
			ユニット型個室的多床室 550 円
			従来型個室(特養等) 380 円
			従来型個室(老健・療養等) 550 円
			多床室 負担なし
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>道市民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	390 円	ユニット型個室 880 円
			ユニット型個室多床室 550 円
		ショートステイ 600 円	従来型個室(特養等) 480 円
			従来型個室(老健・療養等) 550 円
			多床室 430 円
第3段階 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>道市民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方</li> </ul>	650 円	ユニット型個室 1,370 円
			ユニット型個室多床室 1,370 円
		ショートステイ 1,000 円	従来型個室(特養等) 880 円
			従来型個室(老健・療養等) 1,370 円
			多床室 430 円
第3段階 ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>道市民税非課税世帯で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円以上</li> </ul>	1,360 円	ユニット型個室 1,370 円
			ユニット型多床室 1,370 円
		ショートステイ 1,300 円	従来型個室(特養等) 880 円
			従来型個室(老健・療養等) 1,370 円
			多床室 430 円
基準額	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記のどれにもあてはまらない方</li> <li>※負担額の軽減なし</li> </ul>	1,445 円	ユニット型個室 2,066 円
			ユニット型個室多床室 1,728 円
			従来型個室(特養等) 1,231 円
			従来型個室(老健・療養等) 1,728 円
			多床室(特養等) 915 円
			多床室(老健・療養等) 437 円

## 5 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 27 年度の介護保険制度改正で、予防給付の訪問介護と通所介護は地域の実情に応じて市町村で実施することとなりました。本市では、平成 29 年度から「介護予防・生活支援サービス」を開始しています。

### ○令和 5 年度の介護予防・生活支援サービス利用件数

通所型	訪問型	合計
2,461	1,484	3,945

○令和 5 年度末日常生活支援総合事業認定者数 146 人

○介護予防・生活支援サービスの年間事業費 86,477,371 円

## 6 保険料の減免について

### (1) 法定減免

保険料の減額

- ① 災害により住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたとき
- ② 生計の主たる維持者が死亡、長期入院、事業の廃止・損失、失業、農作物の不作、不漁等により、その他の収入が著しく減少したとき
- ③ 監獄、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されているとき

### (2) 独自減免

- ① 低所得者で特別な事情のあるとき介護保険料の減免  
前年世帯総収入金額が 85 万円以下（2 人以上の世帯の場合は、1 人増毎に 40 万円加算した額）かつ預貯金の合算額が限度額内の方が対象となり、保険料が、第 2 段階の方は第 1 段階の額となります。

## 7 低所得者利用者負担対策

社会福祉法人等による利用者負担軽減措置

市民税世帯非課税者で高齢福祉年金受給者等の低所得者に対し、介護保険サービス（特別養護老人ホームの入所、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス）を提供する社会福祉法人等が利用者負担を減免（1/4）する場合、負担した額が総収入の一定割合を超えた法人に対して支援を行うものです。

## 8 介護保険等運営協議会

目的：介護保険事業の運営その他老人保健福祉の計画に関する事項を審議する。

○定数：10 名 ○任期：2 年

令和 5 年度は 4 回開催されました。

## 9 広報・相談業務等

### (1) 広報

- ・ 広報だて 令和5年6月号  
「令和5年度介護保険料のお知らせ」

### (2) 相談業務

- ・ 高齢福祉課介護保険係、高齢者福祉係
- ・ 伊達市地域包括支援センター
- ・ 大滝総合支所地域振興課窓口

### (3) 介護保険説明会

- ・ 令和5年10月11日(水)実施  
依頼により説明に出向きます。

## 第7 母子及び父子並びに寡婦の福祉

### 【 子育て支援課 】

全ての母子家庭、父子家庭の児童が、その環境に関わらず心身共に健やかに育成されるため必要な諸条件と、その母及び父の健康で文化的な生活の保障など、母子家庭、父子家庭、寡婦の福祉向上を目的とした「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の理念に基づき、母子父子寡婦福祉施策の充実に努めています。

#### 1 母子世帯及び父子世帯の状況（令和6年3月31日現在）

##### ☆母子世帯及び父子世帯となった理由

区 分	母子世帯数	構成率(%)	父子世帯数	構成率(%)
病 死	8	2.0	5	11.6
交 通 事 故	0	0.0	0	0.0
その他の死亡	3	0.8	3	7.0
離 婚	344	88.0	34	79.1
遺 棄	0	0.0	0	0.0
心身の障害	1	0.3	0	0.0
未 婚	35	8.9	1	2.3
不 明	0	0.0	0	0.0
計	391	100.0	43	100.0

##### ☆母及び父の年齢

区 分	母子世帯数	構成率(%)	父子世帯数	構成率(%)
10歳代	1	0.3	0	0.0
20歳代	30	7.7	2	4.7
30歳代	98	25.0	9	20.9
40歳代	192	49.1	25	58.1
50歳代	68	17.4	5	11.6
60歳代	1(1)	0.5	1(1)	4.7
計	391	100.0	43	100.0

上記の( )は70歳代の人数

##### ☆扶養する子どもの数

区 分	母子世帯数	構成率(%)	父子世帯数	構成率(%)
1人	258	66.0	23	53.5
2人	96	24.5	18	41.9
3人	32	8.2	2	4.6
4人	3	0.8	0	0.0
5人以上	2	0.5	0	0.0
計	391	100.0	43	100.0

## 2 母子・父子相談

母子家庭、父子家庭、寡婦の生活や児童の養育、修学、就職、家庭などの問題、母子父子寡婦福祉資金の貸付等、その自立に必要な相談指導を行っています。

☆相談員の設置 母子・父子自立支援員  
子育て支援課児童家庭係 電話 82-3194 (直通)  
23-3331 内線 263

### ☆母子・父子相談件数 (令和5年度実績)

区分	生活一般	児童問題	生活援護	その他	計
母子件数	89	89	85	5	268
父子件数	0	0	1	0	1
合計件数	89	89	86	5	269

## 3 各種資金の種類と貸付状況

母子家庭、父子家庭、寡婦のために、次のような各種資金貸付制度があります。

### (1) 母子父子福祉資金

20歳未満の子どもを養育している母子家庭、父子家庭の生活の安定と向上を助け、またその児童の心身ともに健やかな成長を図るために各種資金を貸し付けします。

### (2) 寡婦福祉資金

子どもが20歳に達し、母子父子福祉資金が借りられなくなった方の生活自立と安定を図るために各種資金を貸し付けします。

### ☆母子父子寡婦福祉資金貸付状況 (令和5年度実績)

資金名	修学	就学支度	転宅	技能習得	生活	修業	計	貸付金額(千円)
件数	1	0	0	0	0	0	1	516

## 4 母子父子寡婦福祉団体の育成

母子家庭、父子家庭、寡婦の生活の安定と向上を目指して、市内の母子父子寡婦で結成している「伊達はまなす会(旧伊達市母子寡婦福祉会)」の運営を支援しています。

### ☆主な支援内容

公共施設における自動販売機の優先設置  
母子父子家庭相談時における伊達はまなす会の活動の紹介

## 第8 アイヌの福祉

### 【 社会福祉課 】

戦後の経済発展により、アイヌの人々をめぐる生活環境は大きく変わりましたが、今なお生活水準等にかかなりの格差が見られます。

このことから、昭和49年より生活環境の改善、社会福祉の充実・職業の安定・教育文化の向上・住宅環境の整備及び生活基盤の整備等、総合的な対策が進められています。

#### 1 相談状況

生活環境の改善や社会福祉の充実を図るため、生活相談員を社会福祉課に配置し、各種の相談に応じています。

##### ☆令和5年度実績

	生活相談	健康相談	教育相談	住宅相談
件数	0	0	13	0

#### 2 教育文化の向上

アイヌの子弟で高校・大学教育を受ける能力を持ちながら、経済的理由により、教育を受けることが困難な方に対し、その修学に必要な資金及び入学に際し必要な資金を貸し付けています。

##### ☆入学支度金、修学資金給付状況（令和5年度実績）～北海道へ申込み

区別	件数	金額（円）	
入学支度金	5	124,840	
修学資金	高校	6	737,519
	大学	1	901,180
	専修	3	838,800
	計	10	2,477,499

##### ☆入学一時資金貸付～北海道アイヌ協会へ申込み

	貸付限度額
大学	30万円
私立高校	20万円

無利子貸付。卒業後3年以内に償還（返還）する。

※令和5年度貸付なし

### 3 働く人のための施策

職業の安定を図るため各種資金等の給付があります。

#### (1) 就職奨励事業費補助金

○自動車等運転免許取得資金

【支給範囲】 大型、大型特殊、大型二種等（普通免許は原則非該当）の運転免許を取得した方

【支給限度額】 50,000 円

※令和 5 年度実績なし

○就職支度金

【支給範囲】 中学校を新規卒業し、同年 4 月 1 日以降に就職した方

【支給限度額】 23,760 円

※令和 5 年度実績なし

#### (2) 就職促進資金融資制度（ハローワークに申請）

【貸付範囲】 求職者が一定期間就職活動をし、職業安定所の紹介により就職する方

【貸付限度額】 単身者 150,000 円、世帯主 200,000 円

### 4 住宅の環境整備

アイヌの方が居住する住宅の新築・改修、又は新築するための宅地の取得を行う場合、必要な資金を貸し付けています。

☆令和 5 年度住宅新築資金等貸付中の件数（償還中の件数）

区 別	件 数
新 築	7
改 修	3
宅 地 取 得	4
計	14

☆令和 5 年度新規貸付件数 0 件



## 第9 戸籍等届出及び証明

【市民課】

### 1 各種申請・請求について

請求・申請の種類	窓口に来る方	必要なもの		注意事項
住民票関係の請求	本人、同一世帯員	本人確認書類		※同じ住所でも世帯が分かれている方は、同一世帯員ではありません。 ※代理人の場合は、たとえ親子などの関係の方でも基本的には委任状が必要です。
	それ以外の方(代理人)	本人確認書類、委任状		
戸籍関係の請求	本人、直系の親族	本人確認書類		※代理人の場合は、たとえ兄弟などの近い関係の方でも基本的には委任状が必要です。
	それ以外の方(代理人)	本人確認書類、委任状		
印鑑登録証明書の請求		印鑑登録証（登録者本人が窓口で請求する場合は、顔写真付きの公的な証明書も可）		
印鑑の登録・廃止	本人	本人確認書類、登録印		※手数料…登録：300円 廃止：無料 ※代理人申請の場合は、即日登録はできません。
	それ以外の方(代理人)	申請のとき	本人確認書類、登録印	
		受取りのとき	本人確認書類、登録印、照会書、代理人の印鑑	

#### ☆本人確認書類としてお使いいただけるもの

- ・ 1点でよいもの…顔写真付きの公的な証明書  
 〈例〉運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、その他官公署発行の写真付資格証明書や身分証明書など
- ・ 2点必要なもの…顔写真なしの証明書  
 〈例〉健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書など

## ○ マイナンバーカード（個人番号カード）

住民からの申請により交付する顔写真入りのプラスチック製カードです。

カードには本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）が記載されており、公的機関での本人確認書類として利用できます。

カードの有効期限は発行日から10回目の誕生日まで（未成年の方の有効期限は発行日から5回目の誕生日まで）で、電子証明書の有効期限は5回目の誕生日までです。

カードの交付申請はオンラインのほか、市民課窓口で受け付けていますので、申請者ご本人が本人確認書類をお持ちになりお越しください。

市では顔写真の無料撮影を行っていますので、写真を準備する必要はありません。

このカードの健康保険証としての利用が令和3年から始まっており、令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります（令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効とする経過措置が設けられています）。

## ○ 住民票等証明書のコンビニ交付

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書付き）を使って、住民票の写しや印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアなどで取得することができます。市役所の開庁時間以外でも、全国のコンビニエンスストア内に設置されているマルチコピー機（キオスク端末）で取得できます。

・取得できる証明書：住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し、所得証明書、所得課税証明書

・時 間：午前6時30分～午後11時

・休止日：毎年12月29日～1月3日、定期メンテナンス日

※住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書は15歳以上の方が取得できます。

## ○ 外国人住民

これまでの外国人登録法が廃止され、平成24年7月9日から外国人の方にも日本人と同様に住民票が作成され、外国人と日本人で構成される複数国籍世帯は、世帯全員記載の住民票の写しなどが発行されるようになりました。

また、外国人登録証明書が次のように変わりました。

**中長期滞在者** → 適法な在留資格を有し、在留期間が3ヶ月を超える方。「在留カード」が交付されます。更新・交付手続きは入国管理局で行います。

**特別永住者** → 日本国籍を失った後も引き続き日本に滞在することになった外国人の方と、その子孫の方に、「特別永住者証明書」が交付されます。交付手続きはこれまでどおり市民課です。

転出・転入・転居の際は、在留カードや特別永住者証明書、内容によってはパスポートをご持参のうえ手続きを行ってください。

## ○ パスポート

伊達市に住民登録のある方は、市民課でパスポートの申請、受取りができます。受付時間は申請が午前9時から午後4時30分、受取りが午前9時から午後5時30分です。

申請から約2週間後が受取日になりますので、期間に余裕を持って申請手続きをしてください。

・申請書配布場所：市民課、地域振興課（大滝総合支所）

・申請時に必要なもの：一般旅券発給申請書、戸籍（謄本）、写真、本人確認書類、現在お持ちのパスポートなど

## 2 住民異動届について

届出の種類	届出期間	必要なもの
転入届	伊達市に引っ越してきた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・転出証明書（お持ちの方）</li> <li>・マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方）</li> <li>・国民年金手帳（第1号被保険者の方）</li> <li>・在学証明書（小中学生のお子さんがいる方）</li> <li>・所得課税証明書（子ども手当や乳幼児・ひとり親などの医療費を受給中で、引き続き受給申請される方）</li> <li>・その他、前住地で受給していた各種手当・給付などの証明書</li> </ul>
転居届	伊達市内で引っ越しをしてから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方）</li> <li>・保険証（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険加入中の方）</li> <li>・医療費受給者証（受給中の方）</li> <li>・在学証明書（転校する小中学生のお子さんがいる方）</li> <li>・その他、各種手当・給付などの証明書（現在受給している方）</li> </ul>
転出届	伊達市外に引っ越す前にあらかじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・保険証（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険加入中の方）</li> <li>・医療費受給者証（受給中の方）</li> <li>・その他、各種手当・給付などの証明書（現在受給している方）</li> </ul>
世帯変更届 (世帯主変更、 世帯分離、 世帯合併など)	変更があった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> </ul>

※届出人は、基本的に本人・同一世帯員のみで、代理人の場合は委任状が必要です

※マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを使用した手続きの場合は、カード申請もしくは交付時に設定した4桁の暗証番号を使用しますのでご注意ください

### 3 戸籍に関する各種届出について

届出の種類	届出期間	届出人	必要なもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	父、母、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生証明書</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・保険証</li> </ul>
死亡届	死亡した日、または死亡の事実を知った日から7日以内	親族、後見人、同居者、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書（死体検案書）</li> </ul>
婚姻届		結婚する本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・証人（18歳以上の方・2名）の署名</li> <li>・戸籍謄本（現在もしくは新しい本籍が市外の方）</li> </ul>
離婚届		協議離婚：夫婦 裁判離婚： 裁判の提起者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・証人（18歳以上の方・2名）の署名（協議離婚の場合）</li> <li>・調停調書の謄本、または審判書もしくは判決の謄本と確定証明書（裁判離婚の場合）</li> <li>・戸籍謄本（現在もしくは異動先の本籍が市外の方）</li> </ul>
転籍届		戸籍筆頭者と その配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本（現在もしくは異動先の本籍が市外の方）</li> </ul>

※その他にも認知届、養子縁組届、養子離縁届、失踪届、死産届、分籍届、帰化届などがあります

### 4 戸籍住民事務等処理状況（令和5年度）

種 別		件 数
戸籍届出		1,799
住民異動届出		2,726
有 料	住民票の写し	13,677
	戸籍等の謄抄本	10,351
	戸籍附票の写し	885
	印鑑登録	1,071
	印鑑登録証明書	8,107
	その他（住民票関係）	704
	その他（戸籍関係）	308
	有料合計	35,103
計		39,628

# 第10 年金と医療給付等

【 市民課・保険医療課 】

## 1 国民年金

### (1) 国民年金に加入する方

国民年金は、すべての方が共通して受けられる「基礎年金」が大きな柱です。そのため自営業などの方、会社員や公務員も国民年金に強制加入することになります。また、20歳から60歳未満の会社員などの被扶養配偶者も、必ず国民年金に加入することになっています。

○国民年金の強制加入被保険者は、次の方々です。

第1号被保険者	農業、漁業、自営業、学生などの方とその配偶者で、20歳から60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金・共済年金に加入している会社員や公務員の方
第3号被保険者	厚生年金、共済組合などの加入者の被扶養配偶者で、20歳から60歳未満の方

### (2) 国民年金に任意加入できる方

- ① 20歳以上60歳未満で老齢年金を受けられる日本国内に住所のある方
- ② 日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方
- ③ 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ④ 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内に住所のある方、又は海外に居住する日本人の方

### (3) こんな時には届出を

- ① 会社を退職したとき
- ② 厚生年金・共済組合加入者の扶養配偶者からはずれたとき（収入が増えたとき、離婚したとき）
- ③ 日本国外に住むことになったとき
- ④ 海外に住んでいた方が帰国したとき

### (4) 保険料

国民年金の保険料は定額です。

ただし、前納をしていただくことで割引となります。口座振替での前納払いをご利用いただくとさらに割引が多くなります。また、口座振替にはお得早割（当月分を当月末に口座振替）制度があります。

第2号被保険者と第3号被保険者は、基礎年金に必要な費用を厚生年金や共済組合からまとめて拠出するため、国民年金保険料を被保険者自ら持ち出しして納める必要はありません。

### (5) 保険料の納付方法

保険料の納付期限は毎月ごとに翌月末となっています。

納付書で納める場合は、銀行・ゆうちょ銀行などの金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。

また、納め忘れの無いように口座振替やクレジットカードでの納付ができます（事前の手続きが必要です）。

## (6) 保険料の免除制度について

経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが難しいときは、年金保険料が免除（一部免除）・納付猶予となる申請免除や学生の方を対象とする学生納付特例（納付猶予）の制度があります。

また、障害基礎年金、障害厚生年金・障害共済年金（1・2級のみ）を受けている時や生活保護法の生活扶助を受けている時に該当する法定免除があります。

免除や猶予の手続きをせずに、国民年金保険料が未納のまま障害や死亡等の不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

そのほか、国民年金被保険者を対象とした産前産後期間の保険料免除制度があります。

## (7) 支給される年金

### ① 老齢基礎年金

保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上ある方が、65歳になったときから支給されます。

また、60歳から65歳になる前に繰上げて受け取ることもできますが年金額は減額になります。

### ② 障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいるとき）に初診日のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がいの状態になった方に支給されます。

ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、または直近の1年間に未納がないことが条件です。

### ③ 遺族基礎年金

被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満した方が死亡したときに、18歳未満の子がいる配偶者または18歳未満の子に支給されます（子とは18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方）。

### ④ 付加年金

より高い年金を受けたい第1号被保険者と任意加入保険者のために、付加保険料（月額400円）を納める制度があります。付加保険料を納めた方が老齢基礎年金の受給権を得たときに支給されます。

### ⑤ 寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満した夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳まで支給されます。

### ⑥ 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が年金を受けないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、故人と生計が同一であった遺族に支給されます。

## **2 国民健康保険**

### (1) 国民健康保険（国保）に加入する方

市内に住所がある方は、職場の医療保険（社会保険、共済組合など）に加入している場合を除き、全員が国民健康保険に加入しなければなりません。加入・脱退は14日以内に必ず届出をしてください。また、交通事故にあった場合も届出が必要です。

### (2) 国保の保険給付

小学校就学前の乳幼児は2割、乳幼児を除く70歳未満の方は3割、70歳以上の方で現役並み所得の方は3割、それ以外の所得の方は2割の自己負担で診療が受けられます。

### (3) 療養費の支給

医師の指示によりコルセットなどを作った場合に、申請すると費用額の7割(又は、8割、9割)が払い戻されます。

### (4) 高額療養費の支給

病院の窓口で支払った額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は、申請すると後で払い戻されます。また、病院の窓口に限度額適用認定証を提示すると、自己負担限度額までの支払いで済みます。

### (5) 出産育児一時金、葬祭費の支給

加入者が出産したとき、死亡したときに、それぞれ一定の額が支給されます。

### (6) 国民健康保険税

世帯の前年の所得、加入者の数などから計算し、保険税額を決定します。

#### ☆適用状況 (令和5年度実績)

世帯数 (年度末)			人 口 (年度末)		
総世帯数(世帯)	被保険世帯数(世帯)	加入率(%)	総人口(人)	被保険者数(人)	加入率(%)
17,446	4,620	26.5	31,516	(1.44) 6,652	21.1

※被保険者数欄( )内は、1世帯当たり被保険者数

#### ☆国民健康保険税の状況 (令和5年度実績)

予算現額(円)	調 定 額 (円)		
	現年課税分	滞納繰越分	計
599,429,000	626,192,500	106,600,449	732,792,949

収 入 済 額 (円)			調定額に対する収入割合(%)			
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	前年度
602,967,031	25,049,438	628,016,469	96.3	23.5	85.7	85.9

区分	賦課総額	賦課区分	税率等	賦課額	賦課割合
医療 給付 費分	571,690千円	所得割	8.50%	282,004千円	49.3%
		資産割	7.30%	10,671千円	1.9%
		均等割	25,000円	157,875千円	27.6%
		平等割	30,000円	121,140千円	21.2%

区分	賦課総額	賦課区分	税率等	賦課額	賦課割合
後期 支援 金分	135,871千円	所得割	2.00%	66,353千円	48.8%
		資産割	2.30%	3,362千円	2.5%
		均等割	6,000円	37,890千円	27.9%
		平等割	7,000円	28,266千円	20.8%

区分	賦課総額	賦課区分	税率等	賦課額	賦課割合
介護 給付 費分	50,770千円	所得割	2.00%	26,221千円	51.7%
		資産割	1.90%	872千円	1.7%
		均等割	6,000円	11,826千円	23.3%
		平等割	7,000円	11,851千円	23.3%

\*本表は確定賦課時における状況であり、軽減前のもの

## ☆保険給付状況（令和5年度実績）

### ○療養諸費

療養給付費(千円)		療養費(千円)		療養諸費計(千円)	
費用額	給付額	費用額	給付額	費用額	給付額
3,232,764	2,389,888	16,466	12,326	3,249,230	2,402,214

1世帯当たり(円)		1人当たり(円)		件数 (件)	受診率(被保険者100人 当たり受診件数)(%)	1件当たり(円)	
費用額	給付額	費用額	給付額			費用額	給付額
703,297	519,960	488,459	361,127	115,222	1,732.14	28,200	20,849

### ○高額療養費及びその他の給付費

高額療養費		出産育児一時金		葬祭費	
件数	給付額(千円)	件数	給付額(千円)	件数	給付額(千円)
5,813	396,511	13	6,408	61	1,830

## 3 後期高齢者医療制度

### (1) 後期高齢者医療制度の対象となる方

75歳以上のすべての方と、65歳～74歳で一定の障がいのある方。

年齢が75歳になったときや、道内他市町村から転入されたときには届出は必要ありません。保険証を送付します。一定の障がいがある方が65歳になるときや、65歳～74歳の方が新たに一定の障がいになったときは、申請により加入することができます。

\*一定の障害：身体障害者手帳の障害等級1級～3級と4級の一部（音声障害、言語障害、下肢障害1・3・4号）、療育手帳の重度（A判定）、精神障害者保健福祉手帳の1級・2級 ほか

### (2) 後期高齢者医療の保険給付

所得に応じて1割または3割の自己負担で診療が受けられます。

### (3) 療養費の支給

医師の指示によりコルセットなどを作った場合に、申請すると決定額の7割、または9割が払い戻されます。

### (4) 高額療養費の支給

病院の窓口で支払った額のうち、定められた限度額を超えた分は、申請すると後で払い戻されます。一度申請すると、あとは該当したときに自動的に振り込まれるようになります。



#### (5) 葬祭費の支給

加入者が死亡したときに、申請により一定の額が支給されます。

#### (6) 後期高齢者医療保険料

北海道後期高齢者医療広域連合で保険料額を決定します。「均等割額」と「所得割額」の合計が1年間の保険料額となります。

#### ☆適用状況（令和5年度実績）

人 口（年度末）		
総人口(人)	被保険者数(人)	加入率(%)
31,516	7,295	23.1

#### ☆後期高齢者医療保険料の状況（令和5年度実績）

予算現額(円)	調 定 額（円）		
	現年課税分	滞納繰越分	計
474,399,000	468,308,100	1,605,200	469,913,300

収 入 済 額（円）			調定額に対する収入割合(%)			
現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	前年度
467,411,600	610,400	468,022,000	99.8	38.0	99.6	99.8

## 4 医療費助成

### (1) 重度心身障がい者の医療費助成

健康保険に加入している方で、身体障害者手帳の交付を受け、障害等級1、2級の方、3級（心臓など内部疾患に限ります）に該当する方、重度の知的障がいと判定、診断された方は、保険診療による自己負担分（入院中の食事代の患者負担分を除きます）が、市町村民税課税世帯の方は1割、非課税世帯の方と3歳未満の方は初診料の一部のみの負担となります（所得制限あり）。

また、精神障害者保健福祉手帳の1級の方の通院にかかる医療費も助成対象になります。

○手続き方法 …… 健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書などを持参し、申請してください。

#### ☆重度心身障がい者医療助成状況（令和5年度実績）〔受給者数 958人〕

区 分	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	そ の 他	計
助成件数	1,250	13,345	1,176	9,826	149	25,746
助成額（千円）	22,787	21,902	3,094	21,832	1,468	71,083

## (2) ひとり親家庭等の医療費助成

健康保険に加入しているひとり親家庭と両親のいない家庭の18歳未満の子どもと、その子どもを扶養している母又は父（所得制限あり）は、保険診療による自己負担分（入院中の食事代の患者負担分を除きます）が、市町村民税課税世帯の方は1割、非課税世帯の方と3歳未満の方は初診料の一部のみの負担となります（子どもは入院と通院、母（父）は入院のみ）。

○手続き方法 …… 健康保険証などを持参し、申請してください。

### ☆ひとり親家庭等医療助成状況（令和5年度実績）〔受給者数 664人〕

区 分	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	そ の 他	計
助成件数	44	2,600	272	1,830	28	4,774
助成額（千円）	1,370	4,766	589	2,339	57	9,121

## (3) 子ども（乳幼児等）の医療費助成

健康保険に加入している0歳から小学校就学前の子どもは、保険診療による自己負担分（入院中の食事代の患者負担分を除きます）が、市町村民税課税世帯の方は1割、非課税世帯の方は初診料の一部のみの負担となります。ただし、3歳未満の子どもについては、全員、初診料の一部のみ負担となります（所得制限あり）。

また、小学生の入院にかかる医療費も助成対象になります。

なお、平成30年8月より、非課税世帯の小・中学生についても、通院・入院ともに助成対象になりました。

○手続き方法 …… 健康保険証などを持参し、申請してください。

### ☆子ども医療助成状況（令和5年度実績）〔受給者数 1,064人〕

区 分	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	そ の 他	計
助成件数	235	9,748	583	8,102	7	18,675
助成額（千円）	10,089	14,947	501	6,913	35	32,485

## (4) こんなときには届出を

対象者の住所及び加入している健康保険など届出事項に変更があったときは、すみやかに届出をしてください。

# 第 1 1 保 健 セ ン タ ー

【 健康推進課 】

## 1 保健センターの概要

予防係、地域保健係の2係で事業を進めております。

これからも市民の皆さんが健康への関心を高め、毎日を健康で自分らしく暮らせるように各種健康診査をはじめ健康相談、健康教育等広く健康づくりのお手伝いをしてまいります。

## 2 成人保健事業

### (1) 健康教育 (根拠法令 健康増進法第 17 条)

生活習慣病を重点疾患として、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症を防ぐための健康教育を推進し、健康に関する正しい知識の普及および適切な指導支援を行うことにより、自分の健康は自分でつくるという認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的としています。

#### ① 集団健康教育

保健師・栄養士が自治会女性部・サークル・介護予防グループなど団体を対象に、健康づくりをテーマとした講話や調理実習を実施しています。

#### ☆令和 5 年度実績

回 数	参加者数
25	544

#### ② 特定保健指導対象者や高血糖・高血圧者への「栄養・運動講座」

#### ☆令和 5 年度実績

回数	参加者数
3	28

### (2) 健康相談 (根拠法令 健康増進法第 17 条)

心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言及び指導を行い、家庭における健康管理に資することを目的としています。

#### ☆令和 5 年度実績

実人数	延人数
1,174	1,182

**(3) 健康診査**（根拠法令 健康増進法第19条）

生活習慣病を予防する対策の一環として、疾患の疑いのある方、又は危険因子を持つ方を選び出すとともに、診査の結果、必要な方に対して保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行います。平成20年度から健康増進法に基づく健康診査は高齢者の医療確保法における特定健康診査の対象とならない方などを対象としています。

**① 健康診査**

☆令和5年度実績

受診者数	3
------	---

**② 肝炎ウイルス検診**

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及とともに、肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより肝炎健康障害を回避または進行を遅延させることを目的として実施しています。

☆受診者の状況（令和5年度実績）

	受診者	C型肝炎		B型肝炎	
		異常認めず	要精検	異常認めず	要精検
節目検診	99	99 (100.0%)	0 (0.0%)	98 (99.0%)	1 (1.0%)
節目外検診	238	238 (100.0%)	0 (0.0%)	233 (97.9%)	5 (2.1%)
GPT要指導者検診	3	3 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)
合計	340	340 (100.0%)	0 (0.0%)	334 (98.2%)	6 (1.8%)

※B型肝炎検診要精検者の全員がB型肝炎ウイルスキャリアと判明

**③ がん検診**

がんの早期発見・早期治療のために、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん、口腔がんの各種検診を実施しています。

また、受診しやすい体制づくりや受診率向上への取組みを推進するとともに、精密検査の受診勧奨や受診結果の確認等、管理体制の充実に努めています。

☆受診者の状況（令和5年度実績）

検診	対象者	受診者	異常認めず	要精検者	精検受診者	精検結果			
						異常認めず	他疾患	がん	がん疑
胃がん	22,994	1,157 (5.0%)	1,057 (91.4%)	100 (8.6%)	82 (82.0%)	23 (28.0%)	56 (68.3%)	3 (3.7%)	0 (0.0%)
肺がん	22,994	2,765 (12.0%)	2,701 (97.7%)	64 (2.3%)	56 (87.5%)	20 (35.7%)	29 (51.8%)	4 (7.1%)	3 (5.4%)
大腸がん	22,994	2,420 (10.5%)	2,265 (93.6%)	155 (6.4%)	122 (78.7%)	26 (21.3%)	84 (68.9%)	9 (7.4%)	3 (2.5%)

検診	対象者	受診者	異常認めず	要精検者① 要精検者	要精検者② 経過観察	精検受診者	精検結果			
							異常認めず	他疾患	がん	がん疑
子宮がん	15,042	1,035 (12.7%)	1,016 (98.2%)	19 (1.8%)	0 (0.0%)	11 (57.9%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	9 (81.8%)
乳がん	12,735	965 (14.6%)	935 (96.9%)	30 (3.1%)	0 (0.0%)	26 (86.7%)	14 (53.8%)	4 (15.4%)	3 (11.5%)	5 (19.2%)

受診率 = {(前年度受診者 + 今年度受診者) - 前年度・今年度における2年連続受診者} / 今年度対象者 × 100

検診	対象者	受診者	異常認めず	要精検者	精検受診者	精検結果			
						異常認めず	経過観察	他疾患	がん
前立腺がん	272	12 (4.4%)	12 (100.0%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	—
口腔がん	27,722	58 (0.2%)	49	9	8	1	0	7	0

※前立腺がん検診は大滝区のみ実施

### 3 特定（シルバー）健診及び特定保健指導

#### (1) 特定健康診査（根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律第20条）

内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群（メタボリックシンドローム）を減少させることを目的としています。

#### ☆令和5年度実績

対象者	受診者（40～74歳）
5,036	1,748（34.7%）

#### (2) 特定保健指導（根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律第24条）

健診結果から特定保健指導対象者に対して自ら生活習慣改善の必要性を認識し、行動目標を設定し実行できるよう保健指導を実施しています。

#### ☆令和5年度実績

対象者	特定健康診査受診者に対する 特定保健指導発生率
198	10.6%

☆特定保健指導初回実施状況

動機付け支援		積極的支援		動機付け相当支援	
対象者	実施者	対象者	実施者	対象者	実施者
151	101(66.9%)	47	24(51.1%)	0	0(0.0%)

(3) シルバー健診 (根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律第125条)

生活習慣病を早期に発見し、必要に応じて医療につなげていくことを目的としています。受診時に満75歳以上の方、または後期高齢者医療制度に該当している方を対象としています。

☆令和5年度実績

受診者	811
-----	-----

## 4 母子保健事業

(1) 母子健康手帳交付事業 (根拠法令 母子保健法第16条)

母性意識を高め、安定した妊娠期を過ごせるようにすることを目的としています。

☆令和5年度実績

妊娠届出数	115
-------	-----

(2) マタニティ教室 (根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第14条)

妊娠・出産または育児に関し、必要な助言及び指導を行うことにより、妊娠中の不安の軽減を図ることを目的としています。

☆令和5年度実績

参加者数(延)	90
---------	----

(3) 母子相談事業 (根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第14条)

妊娠・出産・育児の悩みや不安を解消して、子どもの発達を促し、育児ができるよう支援することを目的としています。

① 妊娠期電話相談

☆令和5年度実績

相談者数(延)	253
---------	-----

② 1歳児健康栄養相談

☆令和5年度実績

相談者数	117
------	-----

③ 2歳児健康相談 (根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第14条)

☆令和5年度実績

相談者数	158
------	-----

④ 5歳児健康相談（根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第14条）

☆令和5年度実績

相談者数	48
------	----

⑤ 随時健康・栄養相談

☆令和5年度実績

相談者数（延）	720
---------	-----

(4) 産後ケア事業（根拠法令 母子保健法第17条）

産後に支援を必要とする母親へ状態に応じた保健指導を実施し、産後の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的としています。

☆令和5年度実績

相談タイプ（延）	休息タイプ（延）
8	15

(5) 訪問事業（根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第17条）

育児の悩みや不安を解消して子どもの発達を促し、育児ができるよう支援することを目的としています。

☆令和5年度 訪問件数（実人数／延人数）

妊産婦	新生児・乳児	幼 児
127 / 148	126 / 142	12 / 15

(6) 乳幼児健康診査（根拠法令 母子保健法第12条及び13条、第14条）

子どもの発育・発達の確認と、疾病等を早期に発見し、不安なく発達を促す育児ができるように支援することを目的としています。

① 乳児健康診査

☆令和5年度実績

対象者		受診者
4か月	156	154 (98.7%)
7か月	162	161 (99.4%)

② 1歳6ヵ月児健康診査（根拠法令 母子保健法第12条）

☆令和5年度実績

対象者	受診者	一人平均むし歯数	むし歯罹患者
155	151 (97.4%)	0.06本	2 (1.4%)

(歯科健診受診者 139人)

③ **3歳児健康診査** (根拠法令 母子保健法第12条)

☆令和5年度実績

対象者	受診者	一人平均むし歯数	むし歯罹患者
178	166 (93.3%)	0.45本	16 (10.0%)

(歯科健診受診者 160人)

(7) **フッ素塗布事業** (根拠法令 地域保健法)

幼児の歯の健康保持、歯質の強化を図り、口腔衛生習慣の改善を図ることを目的としています。

☆令和5年度実績

対象者	実施人数	塗布率
1,202	820	68.2%

(8) **妊婦歯科健診** (根拠法令 母子保健法第9条及び第10条)

妊婦中のう歯・歯周病を予防するとともに、歯科保健に対する意識の向上を図ります。

☆令和5年度実績

対象者	受診者
60	20 (33.3%)

(9) **乳幼児等栄養教室** (根拠法令 母子保健法第9条及び第14条)

講話・調理を通して望ましい食習慣について理解し、食生活についての関心を高め、生活に取り入れることができるよう支援することを目的としています。

☆令和5年度実績

対象者	回数	参加者数
乳児	1	5
幼児	2	41
学童・思春期	3	86

(10) **思春期の取り組み** (根拠法令 母子保健法第9条、次世代育成支援対策推進法)

思春期の子どもが命の尊さを理解するとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぎ、正しい健康行動がとれるよう支援することを目的としています。

☆令和5年度実績

	開催数	参加者数
性教育	20回 (10校)	556
がん教育	7回 (7校)	370



### (11) ピロリ菌検査・除菌支援事業

中学2年生のうち、検査を希望する方にピロリ菌検査を行い、1次検査・2次検査ともに陽性となった方については除菌治療を行うことで、将来的な胃がん発症リスクの減少を図ることを目的としています。

#### ☆令和5年度実績

	対象者	受診者	結果内訳		陽性率
			陰性	陽性	
1次検査	259	230 (88.8%)	213	17	7.4%
2次検査	17	16 (94.1%)	11	5	31.3%

	対象者	除菌者	結果内訳		成功率
			成功	不成功	
除菌治療	5	5 (100.0%)	5	0	100.0%

## 5 健康づくりを支える環境整備・人材育成

### (1) 健康づくりサポーター事業

本市の健康増進計画「第3次健康づくり伊達21」を推進するため、行政や関係団体などが一体となって市民の主体的な健康づくりを支える環境づくりを進めることを目的としています。

#### ☆令和5年度実績

登録団体数	15
-------	----

### (2) 健康づくりポイント事業

伊達市ポイントカード（伊達まちカード）の利用促進により、市民の健康増進と地域活性化を図ることを目的としています。

#### ☆令和5年度実績

カード新規発行数	366
----------	-----

### (3) 伊達市食生活改善協議会の支援（根拠法令 健康増進法）

地域ボランティア組織である食生活改善協議会の育成に努め、地域に根差した食生活改善活動を支援することにより地域の中に浸透させ、市民の健康増進を図ることを目的としています。

#### ☆令和5年度実績

会員数	27
-----	----

## 6 感染症対策事業

### (1) 予防接種 (根拠法令 予防接種法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

伝染のおそれがある疾病の発生や拡大を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としています。

#### ① 集団で実施

- ・ BCG

#### ② 個別で実施

- ・ 不活化ポリオ
- ・ 二種混合 (ジフテリア、破傷風)
- ・ 四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)
- ・ MRワクチン (麻しん風しん混合) ・ ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)
- ・ 小児用肺炎球菌 ・ 子宮頸がん ・ インフルエンザ ・ 水痘 ・ 高齢者肺炎球菌
- ・ 日本脳炎 ・ B型肝炎 ・ ロタウイルス

#### ③ 集団・個別で実施

- ・ 新型コロナワクチン

### (2) 風しん緊急対策事業 (根拠法令 予防接種法第5条)

風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の抗体保有率を引き上げ、風しんの発生及びまん延を予防することを目的に抗体検査及びMR 5期の予防接種 (抗体検査陰性者のみ) を無料で実施しています。

※令和元年度から令和6年度までの時限措置

#### ☆令和5年度実績

項目	対象者数	受診者数		
		集団	個別	合計(率)
抗体検査	2,445	43(1.8)	88(3.6)	131(5.4)
予防接種 (※1)	48	-	18(37.5)	18(37.5)

※1 予防接種の対象者数は抗体検査受検者のうち陰性者数

### (3) 結核検診 (根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

結核は、発病の初期には自覚症状を伴わないことが多いため、治療の時期が遅れ、他に伝染させる場合が多いことから、これを防止し、早期に発見することを目的としています (65歳以上の肺がん検診受診者数を含む)。

#### ☆令和5年度実績

対象者	受診者	要精検者	精検受診者	発見者
12,247	2,034(16.6%)	52(2.6%)	44(84.6%)	0(0.0%)

**(4) エキノコックス症検診**（根拠法令 北海道エキノコックス症対策実施要領）

エキノコックス症患者を早期に発見し、早期治療に結びつけることや、予防のための知識の普及を図ることを目的としています。

☆令和5年度実績

検診受診者数	異常なし	疑陽性	陽 性
404	403	1	0

**7 救急医療対策事業**（根拠法令 医療法）

夜間・休日等における急な病気やケガなどの時、安心して受診できる体制を確保することを目的としています。

☆一次救急医療診療実人員（令和5年度実績）

診療日数	診療人員	1日当たり診療人員
366	1,704	4.7

**8 献血推進事業**

献血事業者である北海道赤十字血液センターへの支援、協力による輸血用血液の確保により、市民の医療・福祉の向上を目的としています。

☆令和5年度実績

回 数	献血人数
17	658

## 第 1 2 そ の 他 の 援 護

【 社会福祉課 】

### 1 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け民生委員法に基づき各種福祉活動を行っています。さらに民生委員は、児童委員を兼ねることになっており、児童福祉のために活動をする民間奉仕者でもあります。

現在の定数は88名、うち主任児童委員10名であり、主な任務は、担当地区における調査活動、保護指導や関係行政機関等に対する協力です。

民生委員・児童委員で組織する協議会（民児協）では、様々な調査研究活動や各種研修のほか、専門部会の活動などを行っており、資質の向上を図っています。

#### ☆令和5年度民生委員・児童委員の相談等活動状況

	相 談 ・ 支 援 件 数 (内容別)														
	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
民生委員	8	18	17	1	3	2	15	0	3	20	11	42	110	352	602
主任児童委員	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3

	相談・支援件数 (分野別)					相談・支援以外の活動件数					
	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	計	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加・協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明(調査・確認等)事務	要保護児童の発見の通告・仲介
民生委員	383	11	7	201	602	230	701	932	2,294	74	3
主任児童委員	0	0	2	1	3	11	199	28	314	0	0

	訪 問		連絡調整		活動日数
	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
民生委員	11,360	3,333	2,958	1,713	8,317
主任児童委員	58	13	792	578	1,059

## 2 生活困窮者への自立支援相談

生活困窮者自立支援法に基づき、相談者が抱える課題を把握するとともに、その方の置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、それぞれの状況にあった支援計画の作成等を行い、就労支援及び関係事業との連携による支援を包括的に行うことを目的としています。

### ☆令和5年度相談状況

新規相談件数	男性	女性	要 因			対応結果				
			傷病	収入減少	その他	情報提供や相談対応のみ	他の制度につなぐ			自立支援プラン作成・支援決定
							保護申請	住居確保給付金	その他	
86	44	42	54	17	15	37	47	0	1	1

## 3 犯罪者の更生援護

保護司法に基づき、犯罪をした者及び非行のある少年の改善、更生を助け、犯罪の予防にあたる者として法務大臣から委嘱を受けています。

胆振西部4市町で伊達地区保護司会を構成しています。

- 保護司定員 33名
- 任期 2年

## 4 戦争犠牲者の援護

戦争犠牲者に対する一連の援護対策は、国家賠償の精神に基づいて戦没者の遺族、戦傷病者などの援護を図ることを目的としており、本市においては社会福祉課生活支援室が窓口となって相談の受付、請求などの事務を行っています。

## 5 伊達市災害見舞金の支給

災害による被災者に対し見舞金を支給しています。

○見舞金額	家屋の全焼、全壊、流出	20,000 円
	家屋の半焼、半壊	10,000 円
	家屋の床上浸水	5,000 円

### ☆令和5年度実績

全焼(世帯)	2	見舞金(円)	40,000
半焼(世帯)	0	見舞金(円)	0
床上浸水	0	見舞金(円)	0

## 6 日本赤十字社伊達市地区の概要

日本赤十字社は国際赤十字の一員として国際援護活動や国内においては人道博愛の精神に基づく広範な人道的事業を推進しています。

### (1) 事業資金となる社資の募集

#### ☆令和5年度実績

目標額(円)	3,141,000	実績額(円)	4,700,238
--------	-----------	--------	-----------

### (2) 日赤救急法講習会の参加者状況

#### ☆令和5年度実績

参加者	8名
-----	----

### (3) 災害による被災者の援護

災害により被災した方へ緊急的に必要な毛布と日用品セットを配布します。

#### ☆令和5年度実績

被災者に対する毛布及び日用品		見舞金(円)
毛布(枚)	緊急セット	2世帯
6	2	40,000

### (4) 奉仕団の活動

伊達市地区には2つの奉仕団及び青少年赤十字団体があり、それぞれ赤十字精神に基づいてボランティア活動を進めています。

所属奉仕団：伊達市赤十字奉仕団、伊達市救急法赤十字奉仕団

青少年赤十字団体：北海道伊達開来高等学校



## 令和6年度 市民福祉の概要

発行 令和6年8月

編集 北海道伊達市 健康福祉部 社会福祉課

〒052-0024

伊達市鹿島町20番地1

電話 (0142) 82-3193

FAX (0142) 25-4195

メール [shakai@city.date.hokkaido.jp](mailto:shakai@city.date.hokkaido.jp)